

◎開議の宣告

(午後1時00分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含め60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしくをお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大きく3点であります。

第1点目は、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化についてであります。昨年9月会議においても提案いたしました。再度、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化することを提案いたします。この制度は、町民から大変喜ばれております。豪雪地帯での只見町において、お年寄りが寒い冬を暖かく過ごすために町が手立てをとることは、福祉政策として、また健康を維持していくうえでも大切な施策であります。昨年度は予算措置が取られませんでした。これから冬の季節を迎えるにあたり、12月会議の補正に計上する考えがあるのか、町長の

考えを示してください。

二つ目です。介護保険制度の保険料軽減策についてでございます。平成30年度から第7期介護保険料の改定が行われますが、町民の生活を守るために一般会計から法廷外繰入を行い、第6期介護保険料基準額を最低でも維持すること。また、低所得者の保険料の減額を基準額から次のように軽減措置を取ることを提案いたします。第1・第2段階、7割軽減。特例第3段階、5割軽減。第3段階、3割軽減とすることの提案であります。第6期計画においては、消費税10パーセントを前提とした国の減額処置でありました。低所得者の負担軽減を図るために、町の裁量で軽減策をとることを提案いたしますが、以上の軽減策に対する町長の考えを示してください。

三つ目。憲法改正と教育勅語に対する町の見解についてでございます。安倍政権はこの間、集団的自衛権の行使を閣議決定で容認し、また、一昨年9月には、安保法制、いわゆる戦争法を強行成立し、自衛隊に駆けつけ警護など、海外での武力行使の道を開きました。安倍首相は憲法施行70周年にあたる今年5月3日の憲法記念日に、オリンピックがある2020年までに憲法9条に自衛隊を明記すると表明しました。首相が期限を切って発言する事自体、憲法99条の憲法尊重擁護義務違反でもあります。憲法9条は、第1項で戦争の放棄、2項で戦力の不保持を謳っております。新たに3項を加え、自衛隊を明記すれば、後につくったその法律が、先にある法律に優先するという法律の原則によって、2項の戦力の不保持は死文化し、海外での武力行使が無制限に可能となります。現憲法は、戦前の国民の悲惨な犠牲の上に立って制定されたものでございます。憲法9条は世界に誇る条項です。憲法9条の改正に対する町長の考えをお示してください。教育勅語に対する見解であります。明治23年、1890年に発布された教育勅語は、臣民、いわゆる天皇の家来という意味でございますが、対し天皇のために忠誠を誓い、命を捨てろというもので、国民を侵略戦争に動員するうえでの精神的な役割をはたしました。昭和23年、戦後、1948年ではありますが、衆議院・参議院、両院が教育勅語の排除・失効を決議しております。戦後の歴代政権と文部科学省は、教育勅語を教材として扱うことを現行憲法と教育基本法に反するという理由で否定してきております。しかし、安倍内閣は、今年3月31日に、憲法や教育基本法などに反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定することではないとの閣議決定をしました。教育勅語を只見町における学校の教材として使用しないことを提案いたしますが、このことについての町長の考えを伺います。

質問は以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 11番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、福祉商品券給付事業についてでございます。本事業については、当初、燃料が高騰いたしました平成22年度に低所得者等世帯の負担軽減を図るために、福祉灯油緊急助成事業として一世帯5,000円の灯油代を給付する緊急事業として始めました。その後、利用者の利便性を考慮し、汎用性の高い商品券給付に衣替えをし、消費税が5パーセントから8パーセントに改定された平成26年度からは税負担の軽減を図るため、一世帯10,000円に倍増し給付を行ってまいりました。その後、国予算での年金生活者等支援臨時給付金や臨時福祉給付金などの経済対策として各給付がなされたことにより、町独自の給付事業は見送りをさせていただいた経過がございます。ご提案の福祉商品券の復活と制度化についてであります。先に申し上げましたとおり、燃料高騰による支援から始まった経過を考えますと、最近の燃料価格は従前と比較し落ち着いている状況でありますので、今後の動向も踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、第7期介護保険事業計画の軽減策についてであります。各項目については関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。①の各段階については、第5期介護保険事業計画での保険料率の弾力化、多段階設定での所得段階かと思いますが、第6期介護保険事業計画では、保険料の標準6段階から標準9段階への見直しが行われておりますので、特例第3段階の表記はありません。第6期計画での平成27年度、平成28年度の保険料額では、低所得者の第1号保険料の軽減強化のため、別枠で公費を投入し軽減をしておりました。今年度については、当初は消費税が10パーセントとなる見込みで新たな軽減を予定しておりましたが、実現しなかったことから、平成28年度の調整率を継続しているところであります。第7期計画では、消費税10パーセントを前提とした軽減強化については必要であると考えておりますが、調整率につきましては今後の国の動向も踏まえ検討させていただきたいと考えております。

次に、憲法改正と教育勅語に対する町の見解についてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、憲法改正についてであります。議員のご質問のとおり、憲法第9条は恒久平和主義を定めており、日本が世界に誇るべき崇高な理念であるとともに、戦後の国際社

会の中で築いてきた平和国家としての信頼や実績を踏まえ、将来にわたり憲法の平和主義の原則を堅持していくことが重要であると考えております。自衛隊の憲法上の位置付けの必要性については、憲法改正の議論とともに、国において十分な審議がなされるものと考えております。憲法改正については、憲法の規定に基づいて行われるものであり、今後も国会での議論を注視してまいりたいと考えております。

次に、教育勅語についてであります。教育勅語を教材とすることについては、教育委員会の責任において判断していただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは、質問項目に沿って再質問をさせていただきます。

一番最初の、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化についての提案であります。この答弁全体を見ますと、昨年9月にも提案いたしました。その答弁とほとんど同じというふうに私は認識をいたしました。で、たしかに、年金生活者等支援臨時交付金ありましたが、多くのお年寄りの町民から、何故、女性議員から男性議員に変わったら福祉灯油が廃止されたんだというお叱りを受けました。非常に期待しておったと思います。去年9月の質問の中でも、町民の現状について一部お話いたしましたけれども、只見の寒い冬の中で、大体11月から4月中旬ぐらいまで、ストーブを焚いて、体が不自由な一人暮らしのお年寄りは食事全て、朝から夜までの分を全部、お茶菓子から、自分のコタツのまわりに置いて、それで生活しているという、極端な人は、健康状態がどうなるかわからない。そういうことから寝室にいて寝ないで、コタツの脇に布団を置いておいて、そこで全部、一間で生活している。こういう方もいらっしゃいました。ちなみに、27年度末で65歳以上の住民税非課税の方は825人いらっしゃいます。65歳以上の住民税非課税の方ですが、そうするとこれ、65歳以上全体の人数からすると約40パーセント占めます。これ、介護保険のところでも関係してきますけれども、そういう状況に置かれているわけですから、私はこの福祉政策、前回は提案しました。福祉政策として検討してほしい。ですから、たしかにその、当初は、県の補助金もあり、そして県の補助金がなくなって、一時中断し、その後、町独自で復活してきたという経過もあります。で、これは、なにも灯油の高騰だけに留まらないで、高齢者の福祉、町が手を差し伸べる、そういう角度から是非、再考をお願いしたいというふうに思いますけれども、ちなみに、例えば今、大体リッター80円ぐらいだと思っておりますが、一日

4リッター使いますと、大体1ヶ月分の灯油代になるかと思えます。先ほども言いましたように、5ヶ月から6ヶ月間、ストーブを使わざるを得ない。そのうちの1ヵ月分、4分の1から5分の1補助できないんですかということです。この間の金額でみましても、大体、450万程度でした。私はこう、この年金生活者等支援臨時給付金は、大体800人ぐらいいたと思ってるんですが、そういう点ではこの対象者ももっと広げてもいいんじゃないかということでもあります。ですから、そういう点では、対象者も広げて、そして、暖かい冬を少しでも過ごしていただくということで、今度の12月の補正に組んで、そして1月から暖かい冬を少しでも過ごせるように再度提案いたしますが、再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどご提言いただいておりますが、町長答弁にもございましたとおり、あくまでも当初は、燃料の高騰ということで始まったものでございます。22年度当時でございますと、たぶん、100円前後ぐらいだったのかなというふうには思いますが、それが年々、多少変動ありまして、一番高い時期で、26年度で、役場と業者さんとの契約の単価になりますけども、一番高い時期で150円というのがございました。現在につきましては、83円ということで、昨年、28年の12月頃では88円でしたので、若干下がっている現状でございます。今後、今年の冬に向けて、また変動もあるのかとも思いますが、まだその点をはっきりしてございませんので、そういった状況も見据えた中で今後検討は必要かなというふうには考えてございます。ですが、12月で補正でお願いするというような判断には現在のところ至っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうしますと、提案いたしましたけれども、補正では取らないということですので残念でたまりません。で、ちなみに、じゃあ100円以上になったら、これは予算計上するということに考えるんですか。リッターあたり100円以上になったら、これは検討するというふうにも取れるんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） その辺につきましては、そういった状況を見まして、その時点で検討させていただきたいと思いますが、数年後には10パーセントというような国の話もございますので、そういった場合には、今回、国のほうで給付されておりますけども、その時点でまた国のほうでもそういうような動きもあるかもしれませんが、その辺の動向をみ

まして検討していきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 消費税10パーセントの動きや、それでこの後の質疑になりますが、介護保険料の値上げ。国民健康保険広域制度のこの間の値上げや年金の切り下げなど、お年寄りは大変な生活をしてらっしゃると思います。私はこれは、何も灯油が上がったからだけじゃなくて、福祉政策全体の一つの中で位置づけてほしいということはずっとこの間、提案してきたわけでありまして。この件については引き続いて福祉政策として位置付けて、継続できるように求めて、次の議題に入りたいと思います。

二つ目であります。介護保険制度の軽減対策についてでありますけれども、私は町独自として軽減対策することを提案いたしました。それについての答弁ありませんでしたが、現状を認識するうえで、まずお聞きしたいのは、第6期、平成27年から今年、平成29年までの3年間の介護保険料は、所得に応じて、第1号から第9号まで、9段階に分類されております。で、第6期の基準になる保険料は、現在は、第6期は第5号で、5万7,720円になってます。で、この間、介護保険の制度も、法令も変わってきておりますので、第2期、いわゆる平成15年から17年度の、いわゆる基準は何号になるのか。そして、3期、4期、5期と、それぞれ基準の号と金額を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほどの介護保険料の基準額でございますが、今ほど山岸議員おっしゃいました第6期の5段階での5万7,720円は月額でございますが、すみません、年額でございますが、申し訳ございませんが、月額で申し上げさせていただきたいと思っております。第6期につきましては月額で4,810円になります。で、第5期につきましては、全体で6段階ございまして、基準額は第4段階になりまして、月額で3,578円。第4期につきましても、月額は同額でございます。で、段階につきましても6段階でございましたので、基準額としては第4段階が該当しております。続いて、3期でございますが、3期につきましては基準額の月額が3,458円。で、第3期につきましても所得段階については6段階ございまして、基準が第4段階ということになってございます。第2期につきましては、基準額の月額が2,943円。で、第2期についての所得段階につきましては、第5段階でございました。で、基準額の段階については第3段階ということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうしますと、第2段階の平成15年から17年の間では2,943円。で、現在は4,810円というふうに、1,900円ぐらい値上げになっています。で、ちなみに、第5期と第6期比べましても、只見町の、これは年額にしますと、第5期が平成24年から26年、この時の年額は4万2,936円です。で、先ほどもありましたように第6期、現在は年額5万7,720円。率にしますと、134パーセント値上げになっています。で、厚生労働省が平成27年4月に公表しました全国の介護保険料集計。これでは第6期、この平成27年度では、第5期と比べて10.9パーセントであります。そういう点では全国平均よりも只見のほうが20パーセントほど高い金額に推移しております。平成32年度、これから、来年から計画される、3年目になりますけれども、全国の推計では、136.9パーセントの値上がり。これは第6期を基準にしての計算です。それから第9期、平成37年度では、64.2パーセント増になるという大変な値上がりの推計をしております。そういう点では、この介護保険制度そのものが、国保会計と同じように国の負担割合、それから県、町の負担、そして第1号被保険者、それから第2号、いわゆる40歳から64歳までの保険料で構成される。こうなってます。で、ちなみに、65歳以上が25パーセント。40歳から64歳が28パーセント。で、国が25パーセント。都道府県、市町村。これが12.5パーセントずつの分担になっています。国保会計では、と介護保険の会計では、ほぼ、国のこの公費負担、それから県の負担割合で受益者負担割合とほぼ同じような法制度の仕組みになっていますから、そういう点では国の法律が大元にありますので、町長、この国庫負担割合を、もっとこの、国が引き上げるように要求すべきと思うんですが、国保会計においてはこの間、全国知事会や全国市町村会など、4団体か5団体だと思うんですが、厚労省に、この広域化に伴っての健康保険税の値上がり以上に、国民へのしわ寄せがあるということで申し入れを行って、来年3月から3,400億円、この間、1,700億円の国庫負担するというようなことになっています。そういう意味では、この町民の負担軽減していくうえで、おおいに国に対して、国庫負担をもっと、25パーセントじゃなくて、もっと引き上げるように求めていくことがひとつ必要かと思いますが、その辺で町長、様々な会議でこういう提案をおおいにしていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 国庫負担の関係で、現在、社会保障費につきましては、非常に国のほ

う、相当伸びているという、高齢化が進んでいる実情の中にはありますが、そういった中であの、全国町村会でのほうでも、こういった形の要望は、国庫負担のほうですね、要望はしておりますので、そういった中で一緒にまあ、対応していくということで、全体の地方自治体が一緒になった組織の中で要求はしていきたいというふうに思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 是非、そういう中で積極的に役割を果たしていただきたいと思えます。

それからその、私が最初の質問で出しました、その軽減策についてであります。第1・第2、私の勘違いの質問、第3・4特例措置はなかったようですが、で、第1・第2・第3段階のこの軽減策。今年度については消費税10パーセントにならないで、その7割・5割・3割という負担軽減が一本化だけでありました。そういう点では平成15年からの法律の改正によって、改定介護保険法124条の2で、この軽減できることが明記されております。この中では一般会計から繰入することができるというふうになってます。で、その中では、国はその納入額の2分の1、それから都道府県は4分の1負担。これは、先ほども言いましたように国民健康保険の法定軽減に関する規定とほぼ同じような制度でありますので、この制度を活用して、町が独自にその国民健康保険税の軽減措置では残念ながら法廷外繰入、只見町、しておりませんが、是非、この介護保険でですね、法廷外繰入も行って、そして町民の介護保険料の軽減対策を取るように求めたいと思うんですが、ちなみにですね、年収が、お年寄りで、年金だけで40万弱の方、単身ですと、この間の軽減対策とられます。しかし、これが課税世帯の方と一緒に過ごしている。例えば80歳・90歳の年金収入が40万以下の人で、収入のあって課税のある子供さん達と一緒に生活していると、大体、基準額どおりの課税になります。そういう点では本人の収入だけじゃなくて、その家族の収入によっても、その介護保険料が規定されてくるといって、かなりこう、複雑な賦課形式だなというふうに私は思ってるんですけど、そうしますと、収入がある人は収入に応じて介護保険料を自らも払い、そして自分の収入があるからといって、親が収入ないのにその人の分まで保険料負担する。私は二重払いの制度になっているんじゃないかというふうに、個人としては考えています。そういう点での、この全体としての介護保険料の賦課方式の変更。これは町独自ではできない、国の法律上の問題もありますから難しいところもあるかと思うんですが、ちなみに、この保険料だけそういう形で賦課が、金額が大きくなるだけではなくて、当初から保険あつ

て介護なしと言われるように、介護認定を受けて、それをまた、介護の施設利用したり、制度を利用すると1割の負担。そしてこの改定された中では収入所得によって個人の負担が2割、そしてさらには3割負担しろというような中身にも今、制度が非常に保険料は多額になり、そして、それを活用するとすると高額な保険料も負担せざるを得ない。ある方は、働いていて親を面倒看ている方は、今の介護保険制度の要介護度の中だけでは介護保険施設にお願いできない。ですから、自分の負担も持ち出しもして施設を利用しているという方もいらっしゃいます。そういう点では、例えば、介護の認定度によって違いますが、月の半分しかデイサービスに行けない。あとの半分は全部自腹ということになれば、これは家族にとっても大変な負担に、精神的な負担だけじゃなくて、金銭的な負担も今、大変な状況になっているというふうに私は思ってます。そういう点で、町の当面できる施策の中で、町民に少しでも還元するというか、対応していくということから、今現在できるところでのこの、介護保険制度での高額介護の補てん制度ありますけれども、徴収される保険料のところ、この改定された介護保険法の中での軽減対策することを提案いたしているんですが、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど、第7期の計画での軽減対策ということで認識しておりますが、一応、現在の段階での第7期計画のスケジュールを簡単に申し上げさせていただきたいと思うんですけども、現在、計画の原案を作成中ございまして、10月中には第1回の策定委員会のほうを実施したいと考えております。その後、介護保険事業費の推計をしまして、それがまとまりますと介護保険料の検討というような流れになってございまして、なんとか年内にはその辺まで詰めていきたいというような予定でおります。議員もご承知のとおり、介護保険料につきましては、介護事業費全体のやつを、先ほど議員もおっしゃいました、公費と第1号・第2号の対象者の方で負担いただくようになりますので、近年、町内でも介護認定者は増えている状況でございますので、そういった方々が多くなればなるほど、総体的な事業費は増えてきますので、全体的な事業費増えた中での保険料となりますと、単価的には若干増えてくる心配があります。そういった中でも、先ほどもありましたが、独自の軽減ということで、今までも公費を別枠で投入されて軽減されておりますので、そういったところにつきましては第7期のほうでも検討は必要かなというふうに現在のところでは考えておりますが、はっきり数字までは申し上げられなくて申し訳ございませんが、そのよう

な方向で検討はさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 町民の負担軽減となるよう、是非ともここはお願いしたいと思うんです。で、これは、まあ、言ってみれば、国からのこの一般財源からの繰入については、いろいろ干渉があるようで、そういう点ではこの国からの干渉もですね、是非、跳ね除けるようお願いしたいと思います。国からの干渉は指導や援助、会議資料などであって、法的な拘束力を持つものは現在一切ありません。ちなみに、会計検査の結果で、これは会計検査院が2016年3月26日に国会に報告した介護保険制度の実施状況に関する結果については、全国で183保険者のうち、第4期では5保険者、第5期では10保険者あったというふうに報告されてます。これ、国はその一般財源からの繰入を否定的な態度ととっているために、この集計を公表しておりませんので、国の公的な機関の資料としては、この会計検査院の資料が唯一であります。そういう点でのこの会計検査院の報告をされている、この一般会計から繰り入れをしていて保険料を軽減される町村、保険者。これは全国で15あって、そのうち県からの指導は3件だったと。指導ですよ。法的拘束力はありませんから指導の範疇です。国からの指導はない、これからはないようですが、そういう点から是非、この保険者、町民の軽減のために第7期計画では是非とも軽減対策とれるように要望して、次の議題に入りたいと思います。

教育勅語の問題ですが、先ほどの町長答弁で、教育勅語を教材とすることについては教育委員会の責任において判断していただいておりますとなっておりますが、この判断の中身、それでこの教材とすることの中身。これ、もう少し詳しく報告を求めたいと思いますが、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今あの、教材について判断する場合、どういった基準というか、判断、そういったものがどうなっているかということのお質しだと思います。この日々の教育活動の中で教材を使う場面は多々あるわけですが、その中で、その選ぶときのいわば基準という点でいいますと、ひとつは、様々なこう、法体系があります。例えば学校教育基本法とか、あるいは学校教育法とか、一応、身近なところでは学習指導要領と、そういったものもあります。そういったものの趣旨に合っているかどうかというところがひとつあります。それから、二つ目は、子供達の心身の発達段階ということがありますので、そういった

ことを十分考慮しながら、どういった教材が良いのかということを経験の中で判断をすると、そういったことで日常、教材について考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） ちなみにあの、教材の基準の判断を示されましたが、私はこの教育勅語を、今、来年度からの福島県の教育長の答弁では、この教材として使うような、こう、私が認識違っているのかどうか、あれですが、そのように教材として扱うように受けてる中身もあるんですが、そういう点でちょっと危惧しているんですが、そうすると教育勅語は、いわゆる今の教育長の答弁で、これ、使わないというふうに判断してよろしいのでしょうか。使うことも有り得るといふことなんでしょうか。それ、どちらなんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 前半、県の動きをちょっとお話ありました。30年度から、県のほうで、その教育勅語を教材として扱うような話がありましたが、これについては私どものほうに、まだ正式なそういった通知とか、そういったものがあるわけではありませんので、私自身、情報不足のところがあるかもしれませんが、今のところ、その認識はありません。

それから、教育勅語を教材として使うことがあるのかどうかということになりますが、これは、結論から申し上げますと、一番最初、その基準の中で申し上げました、いわゆる法体系の中で適切という状況の範囲の中であれば、そういうことも有り得るといふことになります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） なかなか、難しいところの答弁だと思うんですが、適切であれば有り得るといふことなんですけど、現在の憲法、それから私先ほど述べましたように、戦後の憲法の中で、戦後の憲法はあくまでも主権在民であります。そういう点から言って、衆議院と参議院では、これを戦後の教育の中では相容れないということで、これを廃止決議を行っております。で、ちなみに、1948年6月19日の衆議院本会議では、先ほど言った決議の中身であります。民主平和国家として世界史的建設途上にある我が国の現実、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認しえないのは遺憾である。これが（聴き取り不能）に最も緊急なことは、基本法に諮り、教育の核心と振興等を図ることにあるとあって、しかるに、すでに過去の文書となっている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭、これは軍人勅諭のことを指していると思うんですが、その他の教育に関する詔勅が、いわゆる天皇の

賜った中身というふうになりますけれども、今日もなお、国民道徳の指導原理（聴き取り不能）性格を持続しているかのごとく誤解されるのは従来の行政上の措置が不十分であったがためである。で、よって、これらの勅使の基本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いてる事実はあきらかに基本的人権を損い、且つ、国際信義に対して疑点を残す。よって、憲法第98条の本旨に従い、衆議院はこれをもって、これを排除して、その指導原理的性格を認めないと宣言するというふうには戦後の文書の中では、先ほどのところでは取り扱っておりません。私が危惧するのは、その安倍首相の言っている、森友学園で、幼稚園児にこれを暗唱させたということもあります。それを（聴き取り不能）するような報道もありました。そういう点でこの教育勅語の中には、その、兄弟仲良くとか、夫婦仲良くとか、いろいろ、今の教育の中でもね、大事なところもあるんだから良いんじゃないかというような論法もあり、出ております。で、教育勅語の全体の中身でいけば、前段のですね、惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニと、要するに、天皇が、今で言う、国民に対して、この日本は天皇一家が治めてきたんだと。で、国民、いわゆる臣民ですね、みんなが臣民というのは、天皇の、みんな家来なんだと。天皇家だけが唯一であって、それに全部従いなさいと。こういう中身が教育基本法の前段であります。で、特に（聴き取り不能）の中での、その、爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シとか、博愛衆ニ及ホシとか、というのがありますが、その後、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。要するに何かあれば、命をもって天皇家を支えなさいよと、こういう中身がありました。ですから、一言でいけば、天皇家があって、全ての、今でいけば国民、当時は臣民、天皇の家来だと。なんかあれば、天皇家を守るために命を捧げなさいというのがその教育勅語の中身であります。ですからこれが、小学校・中学校、全部この、祭られて、そして恭しく読まれてきて、これが侵略戦争へとつながった精神的な支柱になっていきました。そして中学校では当時の、軍人勅諭も持ちこまれ、そしてその中では、いわゆる臣民は、軍人は、羽毛よりも軽いんだという位置づけもされました。そういう点ですから、天皇のためには命をもって守りなさいというのが、全体としては戦前の明治憲法下での教育の中身であります。そういう点では、国民を、海外では2,000万、そして国内でも300万以上の大変な犠牲を出したあの侵略戦争に駆り出していった精神的な支柱がこの教育勅語であります。そういう意味では、どういう形を一部分捉えてですね、例えば親孝行しなさい、兄弟仲良くとか、そういう一語一語あったとしても、それは別の道徳観で教育すべきであって、

教育勅語全体とすれば、戦争に駆り出した内容でありますので、これは教育に、現憲法下においては有り得ないと私は考えております。そういう点では、戦後の憲法の成り立ち、そういう点でも戦前の、戦争の悲惨な教訓の上に立って平和憲法ができたわけですから、その中でも、やはりその、生徒へは平和の尊さを私は教育の中身にもすべきだというふうに考えておりますので、先ほど、この、教育勅語、教材とすることに、いわゆる使うのか・使わないのかという答弁を教育長に求めましたが、適切であれば有り得るといような答弁ありましたんですが、私は100パーセント適切じゃないと、先ほど申し上げたようにありますので、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 教育勅語につきまして、様々な過去の歴史があり、様々な見解が現在あることもまた、事実であろうと。まあ、議員ご存じの中身であります、そういう中で、教育をどんなふうに、こう、していくのかということになりますが、先ほど申し上げましたように、教育勅語を教材として使うことがあるのかということにつきましては、現在の法体系の中では使うことも有り得るといのが現実であります。で、その一つはですね、ご存じのように、今回、まあ、様々な課題の中から教育勅語が取り上げられている社会的状況がありますけれども、これも本当にあの、山岸議員おわかりの中身を繰り返して大変申し訳ありませんが、質問書にありますように、この教育勅語について、いわゆる法の範囲内ならば教材として扱うと。そういったことまで否定はしていないという、これがまた閣議決定という中身であります。これはもうご存知のように、内閣法の中できちっと閣議決定の効力というか、そういったものが規定されている状況ありますので、やっぱり法治国家の中で私ども、学校教育法の中でやっていくということが当然、前提となりますので、先ほどのような扱いの中身になるということをご理解いただければというふうに思います。尚あの、平和の尊さということにつきましては、現在も、例えば修学旅行だったり、あるいは様々な国語の教材とか、勿論、社会科を中心にしながら、その平和についての尊さ、そういったことについて、学校教育の中で展開していることもご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほども、教育勅語の、どういう役割を戦前はたしてきたかと。戦後も、どういう中身で現憲法と相いれないかということも述べさせていただきました。で、

この間も、中曽根内閣の時代に、やはりある学校で教育勅語を用いたということがありまして、そのことについては、厳重な、使わせないというような指導措置もとられたこともありました。そういう点では、この戦後の憲法できてから70年経っておりますけれども、この中で、70年弱ですね、この中ではこの間、一貫して、この問題については、従前の憲法と相いれないという立場できております。で、先ほど教育長言われていたその閣議決定の中身。これ、安倍総理の、私も最初の第1問目で質問しました中身だろうというふうに取り扱いますが、そういう点ではこの戦争する国への、国づくりの流れが、非常にこの、いわゆる自民党の中での右派勢力によって進められているというところを危惧するわけでありまして。そういう点で、大きく言えば日本の高度成長は、戦争がなくてできたのもひとつの要因であるかと思っております。で、平和があってこそ国民の生活でありますから、そういう点では再度、この先ほどの閣議決定のこの法の範囲、否定されないという答弁でありましたけれども、私はやっぱり戦後の憲法の流れ、平和憲法の流れ。そして、戦前の教育勅語がどういう形で使われて国民を戦争に駆り立てて、悲惨な状況に日本を追い込んだのか。そういう反省の上に立っても、その辺、平和教育といいますか、まあ、使わないことを望みますが、そういう教材として使う、有り得る場合は、そういう戦前の使われ方、現憲法と明治憲法との違い。そういうところも含めて、私は活用されないほうが良いんですが、きちっと平和教育をされることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

続いて、5番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項。7月18日豪雨災害の対応と天候不順による農産物の対応についてであります。未だ記憶に新しい平成23年福島・新潟豪雨から6年が経過した本年7月18日、また豪雨被害が発生しました。昨日、8番、目黒議員の質問と重なってはおりますが、少し観点を改めて質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

昨日の質問の中で、今回はまず、農地被害が大きい、どちらかというと治山の部分が大きいというようなやりとりがございました。この部分は、当局も私達も認識は同じであると感

じながら聞いておりました。それを踏まえまして、要旨1としまして、土砂流出による被害田の復旧計画について町長の考えをお伺いいたします。2番目としまして、天候不順、長雨による日照不足による農産物の対応について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 5番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

7月18日豪雨災害と天候不順の対応についてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、土砂流失による被害田の復旧計画についてであります。従来、災害時の対応については、町単独災害復旧工事や公共事業補助金等により対応しており、通常の場合は集落負担が発生いたします。しかしながら、今回の災害については被災箇所が広範にわたっており、時間雨量が88.5ミリと観測史上最大の降水量となり、一時は全町避難指示まで行ったことなども踏まえ、町長が認めた激甚災害に指定し集落に負担を課さないこととしております。今後の復旧計画についても、集落のご協力を得ながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、天候不順による農産物の対応についてであります。現在、JA等から情報収集を進めており、米については1週間から10日程度の遅れ、トマトについては昨年比6割程度の出荷量にとどまっており、花卉についても花つきが悪く出荷量が減っております。さらには、それぞれの病気発生の懸念も抱えております。しかしながら、今後の天候次第では生産量・販売額ともある程度回復する期待もあり、今後の気象状況を注視しているところであります。町といたしましては、南会津農林事務所やJA会津よつばとも連携しながら営農情報の周知指導等を行うことで営農支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 自分の集落、大変な被害がありました。まずもって、今回、町長が認めた激甚災害、集落に負担を課さないということで、大変ありがたく思っておりますし、また、スピーディーな対応であったなど私は思っております。ありがとうございました。

それです、1番・2番と関連ありますが、多少ダブるかもしれませんが、一応、項目ごとにお伺います。

まず、今後の復旧計画についても集落の協力を得ながら対応してまいりたいということで

回答いただいておりますが、まあ、知りたかったのは、今後の復旧計画の行程。それから、まだ行程組まれてないんであれば、現在の予定でも結構ですので、できれば時系列も含めて説明していただきたいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 今ほど、中野議員のご質問についてであります。今後の行程はどうかというご質問であります。今後の行程につきましても、今までどおり、集落のほうと協力していただきまして、稲刈り後の田んぼの土砂廃土の予定で進めさせていただきたいと考えておりますが、詳しい行程の予定につきましては、まだ作成はしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今、課長説明なされたところまでは、まあ、みんな知っていることでありますが、危惧しますのは、来年のその作付けができるのだろうかというようなことも一部聞いております。というのは、田んぼは土砂廃土だけではすまない。田んぼ専門の業者をいれなければならない。そういったこと。それから、今回の災害に対して、例えば県の堤防工事とか、そういったものが一斉に発注されて、只見の業者さんが間に合わないんじゃないかという声も聞いております。そういったことで、刈り取れば今度、農業者は来年の準備、肥料の予約、そういったものの対応がありますので、今ここで来年度、作付けはできると、そういう判断でよろしいでしょうか。被災田は。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 中野議員おっしゃるとおり、私もその辺、大変危惧しております。しかしながら、なるべく、これから業者さんも公共事業、土木災等の発注が10月・11月とかなり多くなりまして、なかなかあの、工事に入れられないんじゃないかというご指摘であります。私のほうもそこら辺は危惧をしております。今後、事業者の皆さんとも調整を図りながら、なるべくあの、できる限りしかございませんが、対応してはいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） まあ、こればかりは、課長おっしゃるように、わからないことに対して、必ずというようなことは言えませんが、最大限努力されて、作付けできるように、なんとかお願いしたいというふうに思います。

これはですね、実は6年前の被災田。今回の被災田と全てダブってるんですよ。同じとこ

ろから、山から、沢からで、でダブってます。しかも、23年には復旧までに3年を要しました。今回、例えば今年入れて、来年、作付けできないとなると、まあ、昨日、6年に一度という言葉もありましたが、10年に換算して、土づくりから含めると、半分はこの被災田は機能しなかったという計算になります。たとえ、流出、でなくて、土砂流入のあった田んぼ作付けしても、今度は施肥設計が本当に難しく、私、23年に被災した田んぼ、その春は肥やしはゼロです。ひとつも入れませんでした。土砂が入った田んぼは。それでも、青いまま倒伏したと。これはどこの土を入れてもらったか、よくわかりませんが、田んぼそれぞれがまったく違いますから、隣の田んぼとも違いました。特に八木沢地区の田んぼはそういう状況があつて、わからない、倒伏されると一番、農業者は困るので、私は、それは人によっていろいろですけども、私は入れませんでしたけども、それでも倒伏した田んぼが何枚かあつて、その年も結局は獲れなかったと。だから、要するに、まあ、車ぶつければ、直してまた走れますけども、田んぼはそういうわけにいかないんですよ。よく言われるのは、土づくり10年、なんていう言葉もあるとおり、やっぱり、その農作物は土が基本ですから、それをしっかり作るためには、まあ最低でも1・2年はかかる。そう思っていると今のようその10年の半分はできないと。もし、来年、作付けできなければ。そして、要するに、さっきダブってるって言いましたけども、これは見てのとおりだと思います。しかも、耕作者も当然、ダブるわけですよ。同じ人になるわけですよ。被害を受けてる人は。これは、私はその人にとっては、大変な、まあ痛手であると。できれば借りている田んぼであれば返したいような心境、これが本音だと思っております。被災したから、もう返すとか、そういったことは、まあ、する人はいないでしょうけども、まあ、内心、思ってる人はいるのかなと。そういうふうに思います。ですから、なんとか、来年度から、そうすれば、その被害も、まあ、被災してしまったんですけども、せめて最小限に留まるのかなというふうに思っておりますので、行程をお聞きしたということでございます。

昨日、被災したところは原型復旧だとか、そういった原則もお聞きしております。それは23年の時もそうでした。思っております。でも、例えば、今、もう、この、昨今の異常気象、線状降水帯なんていう言葉もできておりますけども、これにはもう、今の農業施設では対応できない。只見だけでなく、全国的に、こういった雨には対応できないことはもう、当局もご存じのとおりですし、県も、国も、これは意識なさっているというふうに私は思っております。今回の被災したところは、昨日の質問聞いてますと、人家に近いところからとい

う町長のお話も聞いております。それは優先的に、それは僕もそう思っておりますが、まあ、私の集落のことを言わせてもらえば、前からこれは、役場に陳情したり、していた箇所なんですよ。そこが今回、詰まったり、なんだりして、大変な被害を受けた。優先順位が低かったのかどうか、それはわかりませんよ。わかりませんが、これから益々、こういった事態は私は起こってくると思いますので、それで今まで、例えば土建屋さん、仕事がなく困るとか、それは俺は違うと思うんですよね。やらなきゃならないところはいっぱいあったのに、発注してなかった。県が発注してなかった。町が発注してなかった。国が発注してなかった。私はそういうふうに今理解しております。まあ、なるだけ早い復旧をお願い申し上げます。

この件について、町長、一言お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 非常に、まあ難しい問題であるというふうに私は考えております。同じところを、同じ、通常以上の雨が降った場合、崩れるというのは、どうしてもあの、山の上のほうの崩れ地が、そう急に復旧するわけでもありません。それと、治山といいますか、砂防関係の対処については、非常に今回の災害の中でも、土木、農地のほうの、県の職員とお話する中でも、非常に、すぐの対応というのは厳しいところがあります。で、今後、とりあえず人家に影響あるところからということで要望はしていきたいとは思っておりますが、今後の対処方法については、十分、内部検討もしていく必要があると思います。で、例えば、熊倉地区とか、特定に多くやられているところについては、農地を逆に、一種の、土砂を受け入れる非農用地に変えていくとか、そういったことも視野に入れる必要があるのかなという、あとは沼田原地区については、山手のほうに農道を入れていくという手法とか、そういった対応、町が独自でやる場合は、そういったことしかちょっと、考えられないのかなというふうなことは今思ってます。砂防とか、そういった工事については、ちょっと町としては技術的なこともありますので、対応はできないと思います。ですから、同じところの繰り返しの対応については、内部検討をこれからしていかなきゃならないんですが、現地等を見た中では、私はそういった方向もひとつかなというふうには思いましたので、そのほかに、職員の中にもいろんな案を持っておると思いますので、そういったことを踏まえながら対応していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） まあ、町でできる範囲で結構ですので、是非、そういったところ、良い方向に検討していただくようお願い申し上げます。

2番目のですね、農作物についてお伺いします。昨日ですね、課長からデータもらった、その被害状況もらいました。まあ、作物名、三つほど、トマト、水稲、えごま。計6,445万円であると。18日現在ですね。その資料はもらいました。課長、これあの、例えば、田んぼ・畑の枚数。それから耕作者の人数のデータはありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 大変申し訳ありません。現在持ち合わせておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） この金額をですよ、今、データを持っていらっしやらないかもしれないですけども、予想するに、これ、耕作者はすごい、これ少ないですよ。わかります。僕の言ってること。なぜなら、今、町長のおっしゃったところの耕作者は1名です。僕です。枚数はかなりあります。集約されてますので、持ち主で割れば、それは多いですけども、耕作者で、一回、これ割ってみてください。これは後でもいいです。そうすると、耕作者の被害額は思いがけない大きな金額になります。これ、一人当たり。漠然と6,400万という数字ですけども、耕作者一人あたりの金額はかなり大きく、私は出ると分析してます。となると、今申しあげましたように、土砂流出も、この農作物の被害も、みな、同じ、限られた人になってるんですよ。これ。よく調べますと。金額ではわかりませんが。それは持ち主はいっぱいいらっしやると思いますけども、今の、そうですから。実際、旧只見地区で田んぼやられてる人、数名しかおりませんので。大きくやられている人。個人でやってるところは良い条件のところありますから、今回、被害受けてませんから。条件の悪いところから、はっきり言えば手放されますので、沼田原地区とか、そういったところに、山根のところ集中してくると、当然、土砂災害ですから、そういうことになると思います。それで、この、この前、作況指数、新聞報道になりました。これ、当然、課長、ご存じで、福島県会津は、良かやや良と、そういう新聞報道がございました。この報道は、課長、どういうふうに思われましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） ご質問の前に、昨日、お渡ししましたデータの説明を一旦させていただきますと思いますが、昨日の中野議員のほうにお渡しした資料につきましては、

経済文教委員会のほうで説明させていただいた内容でありまして、それにつきましては、トマトの被害が約300万。水稻の被害が326万。それであと、えごまの被害が16万5,000円ということで、合計額644万5,000円というような内容だと思いますので、全額、水稻というような状況ではございません。それであの、水稻のこの被害額につきましては、土砂流出した箇所のみです。冠水被害の分については、この被害額には入っておりません。土砂で、もう、まったくあの、米がもう売れないよというような状況になったところのみですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

今ほどあの、お話のありました、あの、もう1点目なんですけど、8月15日現在の水稻作柄状況のご質問だと思います。福島県会津は、やや良ということで承知はしておりました。今現在の状況を見ますと、かなりあの、1週間程度、稲の生育遅れているのかなと思いますが、気象庁の3ヶ月予報を見る限りですね、9月の気温は平年並みか高いと。10月についても、平年に比べ晴れの日が多くて、気温は平年並みか高いとの予報が出ておりましたので、今後も気象情報、十分注意しながら対応していきたいなど、確認していきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 気象情報を確認しながら対応していくとはおっしゃいますけども、具体的にこれから、じゃあ、あと10日間雨が続いたら、どういう対応を考えてますか。考えてませんか。考えてなければ考えてないでいいです。

それですね、何故かといいますと、今回、23年と違うのは、23年はたしかに被害大きかったですよ。今回、少なかった。一番大きく違うのは、あの後の天候なんですよ。23年は良かったですよ。はっきり言えば、今日の午前中まで雨ですよ。今日の午前中まで。23年は暑い中、ね、みんな作業したの思い出しますよ。今年は、作業どころか、肌寒いぐらいですよ。毎日の雨。そして、田んぼは干さなければならない時期に干せなかった。こればかりはしょうがないですけども。しょうがない。そして、この長雨と日照不足により、田んぼを作ってる人は、田んぼを作っている人はですよ、イモチ病が発生しやすくなるんじゃないかと、みんな心配してましたよ。今のところ、大量発生はしてません。そして、課長に、昨日調べてもらいました。そのイモチ病の、イモチ病は発生したら、もう、あれは予防薬ですから。治療薬ではないんですよ。あとはそれ以上広がらないように予防するしかない

んです。だから、今回のような、天候が続いたときには、私は、例えば流出した団地。その団地だけでも防除してあげるとか、それ、みんな、被災した人ですから、私は被災した人に、そのぐらいのことはやってあげてもいいんじゃないかなと。イモチ病は2キロ飛散すると言われてます。最近。だから、一枚だけやってもだめなんですよ。だから、それは、行政指導の形でそのぐらいやっていいんじゃないかなと。薬剤ぐらい、ね、私は、そういう年ぐらいですよ。毎年やれとは言いません。は、やるべきでないかなと思っております。なぜなら、これは昨日の時点では、行政が薬剤に対して補助しているところは調べてもらいましたよね。ありません。3年前まではあったんです。あるんです。具体的には柳津町です。ヘリ防除です。それはヘリ防除で2回やります。1回目は行政がやります。2回目は個人負担で当然やります。それは団地化しないと効果がないのと、それからあの地域は非常に、カメムシが発生しやすくて、そういったところで柳津町は行政がやっていらっしやると。なんでやめたか。なんでやめたかは聞いてもわからないでしょうから、言いますと、これは2年前からJAが合併したんですよ。合併して、今度、JAが補助しているから、だから行政でやらなくなった話で、補助をしているには変わりはない。それが行政がしているか、JAがしているか。粉剤で1割程度。粒剤で3割補助をしている。これは合併したから、今度、只見町にもあるんですよ。今、現在、この制度は。これはJAの薬剤を今買うと、その時は、買い掛けでも何でも、現金でも何でも、後からそのデータで、農協の貯金通帳にバックされるシステムになっています。ここに、各支店のバックしてる金額のデータありますけども、いちいち言いませんけども、只見町、これ非常に少ないです。利用している人が。これは、少なくなっている理由もちゃんとあるんです。なぜかという、前は、農協の苗には、薬振ってなかったんです。みんな、田植える前にパラパラと撒いたりしてますよね。あれがその、そのイモチ病の薬も入っているんですよ。だから、植えるときに1回やってるから発生率が落ちてきているんです。それが、例えば自分で、自分で苗おこして、それをやらない人とか、そういう人がいるから、あの田んぼが出たとか、この田んぼが出た。それが段々、時代と共に集約されてきて、それから例えば田植えが、例えば俺受けたら、当然、その薬も一緒に撒いて田植えするから、団地ごとに減ってきているんです。まあ、そんなこともありますけども、そういった意味で、毎年、補助をしるとは言いませんが、私は被災したその団地ぐらいは、私はやるべきでないかなと考えておりますが、これは提案ですから、総合政策課長でも、町長でも結構ですが、こういった年ぐらいは、今年は間に合わないかもしれませんが、また

6年に一度ではないですけども、可能性はありますから、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、言われますように、水稻についても非常に今、生育が遅れていること自体、私も自分の田んぼを見ながら、強く感じてはいます。ただあの、それに対する、イモチ病の対策についてですが、今、私の付近のほうでは、それぞれの方、すでにされております。私も一度は実施いたしました、そういった中での、こういった時だからこそ補助という考え方ですが、ただ、この、イモチ対策につきましては、今、大規模に発生しているわけではありませんので、この段階では事前予防をお願いするという、具体的に発生した段階ではまた考えていかなきゃならないと思うんですが、水稻にも共済制度とか、いろんな制度がありますので、そういったところの兼ね合いも考えながら、散布材の助成等については考えていかなきゃならないと思いますが、ここで、今年度、だからすぐに実施したいということはちょっと控えさせていただいて、状況は見させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 夏に土砂入って、その後の天候が悪くて、その田んぼを耕作している人は、非常に、今年はだめだと。もう、6年前もやられて、今回またやられたと。その耕作意欲を、その、失いかねない状況だと思うんですよ。まあ、実際、自分も、もう、これ、いっそのこと、と思う時もありますよ。でも、いまさらその人に、もう辞めたっていうわけにもいかないんですよ。これは。もうその人は、機械も何もないし、そしたらもう、たぶん、荒れちゃうのかなって懸念もありますから、なんとか、まあ、自分、元気なうちはやりたいなと考えておりますので、先般6月の時に、田んぼのお話もしましたけれども、こういう気象条件とか、諸事情を考えますと、特にこの旧只見地区は、私は町でやるべきことは、さっき町長おっしゃいました、私はそれもひとつですし、条件を整えると。条件というのは、もう少し効率的な、良い圃場整備にすることは、これは町の仕事ですよ。そうすれば、私は6月に、まだ間に合いますという言葉を使ったと思います。ですから、これから、今回、まあ、また水害で様々な事情があって、町長進められていること、考えられていること、遅れぎみの話も聞きましたが、やっぱり、これはもう、町長、くじけずに、しっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。

最後の質問とします。町長、お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 最後の質問につきましては、旧只見地区の土地改良関係のことだと思
います。一度、農家の皆さんにお集まりをいただいて、地図等で、その対象地区の検討はさ
せていただきましたが、まだあの、大規模耕作者の1名の方とは図面等では確認はしてはお
りませんが、それによって面積等については、まだはっきりしていません。それで、ただ、
その間にこの災害に入ってしまったので、こういった災害が落ち着き次第、それとあの、
農家の皆さん、それぞれ、秋作業に入っまいりますので、若干、重複するところが出ます
ので、この後あの、区のほうとも協議しながら、最終的には地権者の問題も出てきますので、
そういった地域全体を巻き込みながら前に進められれば、というふうに今考えて取り組もう
としておりますので、是非その際にご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） まあ、休憩室にたまたま、南会津町の議会だよりがありました。それ見
たら、同じことが、やっぱり質問されていたことありました。土地改良に合わせて、南会津
町では町主導の営農組織を立ち上げたらどうだと。南会津町の町長は、大変、前向きなご回
答をなさっておりました。後で見てください。

以上で終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

10分ほど、休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

6番、佐藤孝義君の一般質問を許可いたします。

6番、佐藤孝義君。

〔6番 佐藤孝義君 登壇〕

○6番（佐藤孝義君） 6番、佐藤であります。

通告に基づきまして一般質問をしたいと思います。

私から三つほどお願いしたいというふうに思います。

まず一つ目、ユネスコエコパークの産業振興への活用についてです。ユネスコエコパークを産業振興にどう利活用する際に、下記について町長の考えをお願いしたいというふうに思います。①自然保護と林業・水産資源の利活用。それから農産物の付加価値化と販売方法について。3番、観光産業にどう結び付けるか。

大きい2番として、町内企業への支援策についてでございます。町内企業への支援策について、町長の考えをお願いしたいと思います。一つ目は、従来からあった地場産業への支援策。それから、建設業への支援策。それから誘致企業への支援策の三つであります。

大きい3番目として、教育政策の今後の考え方について。教育政策の今後の町の考え方。一つ目は、3地区の小中学校統合はあるのか。これ、それに基づきまして保育所も同様であります。これはまあ、課が違うかもしれませんが、これもあるのか。それから、2番目として、県立只見高校への支援策をどこまで継続していくのか。

町長は、就任後、8ヶ月経過しておりますが、町の振興計画を見直してでも、任期中には是非実現させたい特別な施策があれば、想いだけでもお聞きしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 6番、佐藤孝義議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、ユネスコエコパークの産業振興への活用についてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、自然保護と利活用についてであります。自然保護と利活用は一見すると相反するものでございますが、保護・保全を図りつつ持続可能な形で利用することがユネスコエコパークの目的の一つに掲げられておりますので、両方のバランスを図りながら、町内の林業・水産資源についても必要に応じて調査・研究をしっかりと進め、その結果に基づき適切に保護・保全を図り、資源が枯渇することのないような持続的な利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、農産物の付加価値化と販売方法についてであります。ユネスコエコパークと商品名

を直接的に結び付けた利用については制限があるところがございます。しかしながら、元々、町内の農産物は非常に素晴らしい自然環境の中で生まれ、優良な農産物として生産されてまいりました。その自然環境がユネスコエコパークとして国際的に認められるようになったことから、間接的な表現になりますが、只見ユネスコエコパークの地で生産された農産物として素晴らしい自然環境をPRし、付加価値を付けて販売することは可能であると考えております。実際に、ふるさと納税の返礼品で利用した只見産コシヒカリについては、ユネスコエコパークに登録された自然豊かな只見町で作られたおいしいコシヒカリですと表記をして紹介しております。このような表記の工夫などを多くの農産物等に広げ、付加価値を高めていくことができると考えております。

次に、観光産業への結び付けについてであります。ユネスコエコパークは区域内の保護・保全と地域資源の持続的な利活用を目的とする制度であり、本町ではこれまでの調査・研究に基づき立証された豊かな自然・歴史・文化がありますので、それらをしっかりとPRするとともに、既存の施設、散策コース、案内人などを活用して交流人口の拡大、観光産業の活性化に結び付けてまいりたいと考えております。

次に、町内企業への支援策についてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、地場産業への支援策についてであります。町の産業振興対策補助金制度により幅広く地場産業振興に寄与できるものとして継続して推進してまいります。

次に、建設業への支援策についてであります。U・Iターン等促進助成や雇用促進奨励助成制度の活用による優秀な人材確保や資格取得など、企業のマンパワーの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、誘致企業への支援策についてであります。只今申し上げました雇用促進対策のU・Iターン等促進助成や雇用促進奨励助成制度に加え、只見町企業誘致及び立地促進条例により除雪費補助や雇用斡旋等の支援を行いながら、引き続き誘致企業支援に努めてまいります。

次に、教育政策の今後の考えについてであります。項目ごとにお答えをいたします。まず、小学校の統合についてであります。昨年度設置いたしました只見町立小学校の在り方検討懇談会において、現在の小学校の教育活動全般に渡り、その成果と課題を話し合い、今後の改善案等を提案していただいているところであります。なお、本懇談会は統合の是非について検討しているものではなく、町民各位より広く意見を募っているものであり、現状で統合について判断できる状況ではありません。また、保育所の統合についてであります。

6月会議で鈴木征議員にお答えいたしました。送迎時間など保護者の負担などをどうするかという課題などもありますので、今後のあり方について内部検討しなければならない時期を迎えていると感じております。検討にあたっては、議員各位のご意見もいただきながら、より良い保育に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、只見高校の支援策についてであります。只見高校の存続はもとより、人材の地産地消やまちづくりという重要な視点に立ち、議会並びに町民の方々のご理解とご協力をいただいで、今後とも継続的に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育についての特別な施策についてであります。自然首都・只見を宣言し、ユネスコエコパークの認証をいただいた只見町でありますので、町の最大の特徴である小学校・中学校・只見高校の連携した教育活動により、ふるさと只見に戻ってきて、その力量を発揮し、地域を担ってくれる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 大変、優等生のような、答弁をいただきました。ありがとうございます。通り一遍の答弁でなくてですね、私、お伺いしたいのは、昨日も2番議員の大塚議員の問いに、只見町の将来像、町長が目指す只見町の将来像ということで、先人から受け継がれてきた自然・文化・歴史を育みながら町民の皆さんと誇りと愛着を持って持続可能な、という文言。まったくこれ、ユネスコエコパークの理念に基づいた、第7次振興計画もそれに沿っておりますので、そういう答弁だとは思いますが。だからまあ、私の考えと一致しているなということで、一応、安心しているところでございます。しかしながらですね、それでは、それに対してですね、では何を、どのようにやるのかという、一歩突っ込んだ答弁を私も期待しておったところなんです。もう、最近になって、ユネスコエコパーク、口にする人、あまりいなくなっちゃったような感じなんで、ちょっと心配だったものですから、今回、私、取り上げましたけど、昨日、道人君がブナサミットの件でちょっと言ってくれて、ああ、良かったなというふうに感じておりますが、まずあの、町長に、二つばかり、最初にお聞きしたいと思っております。この今のユネスコエコパークに対する体制ですね。これ、体制、俺、ちょっと、はたから眺めていて、不十分じゃないだろうかというふうに感じます。やっぱりあの、基本に、ユネスコエコパークを中心としたまちづくりということで、ほかの産業も、全部これ、ひっくるめた考え方でやっていくべきなんじゃないかなというふうな、に思った

ものですから、そののところがひとつあの、今、総合政策課ですか、その担当者、おそらく、本気になってやっているの、一人、中野君一人ぐらいかなというふうに思っています。これ、そうじゃなくて、私、これ提案なんですけども、やっぱりあの、各課、これに付随する各課の若い人達のプロジェクト、前、そういう話、ちょっとあったと思うんですけども、そういう若い人達で、やっぱ、月に何回か話し合いをもって、総合的に町全体で進めていかないと、ポツっと一人だけで任せたような進め方では、絶対先に進まないなというふうに私思ったものですから、その辺の体制をちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですよ。おそらく、これ、基本になると思う。もう教育委員会も同じだと思うんです。それに入って、もう、みんな一緒になってやらないと、絶対先に進まないというふうに俺も思ってまして、それに対し、まあ、町長、代わられて8ヶ月経ちましたので、おそらく、28年度のこの、私も主要施策読まさせていただきました。それで、その中で、やっぱり、この課題、問題点。私が思ったことと同じこと書いてあるんですよ。だから、この辺を、ちょっとまず、ひとつはお聞きしたいと思います。5ページ・6ページでございますが、結局、この中の課題、問題点。ユネスコエコパークの理念に沿った町内事業の計画（聴き取り不能）町内の連絡調整とか、次の6ページにですね、役場内での横断的な連絡調整の体制と。それから、担当部署の適切な人員配置と体制の整備って、ちゃんとこれ、おそらく検証されて書かれたと思うんです。ちゃんとこれ、書いてあるんですよ。それで、28年度やって、こういう検証したのであれば、やっぱり29年度活かさなくちゃいけない。それがまったくあの、はたから見ても、見えてないような感じがいたしますし、まあ、ちょっと決算書も見させていただきましたけど、推進費、ユネスコエコパークの推進費も500万近く余ってます。だから、おそらく、一人では俺、消化しきれないんじゃないかなというふうに思いますので、町長、これ、おそらく、町長は、ユネスコエコパークに何を期待して、何をやらせようとしているのか。その辺をまずお伺いして、この体制をもうちょっと考えられる余地がないのか。それをひとつお伺いしたいのと、あと、まあ、これ、各、俺、ちょっと、今回はあの、産業分野ばかりの質問にしておりますけども、まずあの、林業に対してですね、このまあ、林業といっても、今、荒れてます人工林の対策。それとあの、2番目の、今ほどあの、中野君からありましたけど、農産物の付加価値、販売方法の方法とか、それから観光業のあり方。それを、町長の、町長あの、去年の12月、私あの、公約、普通、選挙なかったものですから、公約というのは、町長の公約っていうの聞いてないんで、非常に質問し辛いというか、皆さんの質

問、6月から聞いてるんですけど、なんかかみ合わないところがあるのはそのせいかなというふうに思いますので、もう、ここにきて8ヶ月経ちましたので、まあ、自分のやりたいこと、ここら辺ではっきりとですね、町長、示されたほうがわかりやすくいいんじゃないかなというふうに思いますので、各産業に対して、どういう想い、想いでいいですから、まあ、公約なんていったって、そんな、ちょっこりさっとできるものじゃないんで、でもやっぱり俺はこう考えているということ、町長のあの、自分のあの、答弁をお願いしたいという、その2点、最初にまずお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それではあの、ご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず最初あの、ユネスコエコパークに対する体制の関係でございます。それで、今年の4月から、ブナセンター等について、一応、体制、異動等をしまして、体制を予定いたしました。が、たしかあの、専門知識を持たれる方の面では弱体化してきているというふうには思います。それで、とりあえず、今、只見町にある自然、その姿といいますか、それをまず記録に残すということで、ひとつはあの、沼ノ平等の町の中にある自然等について調査を、専門的に進める分野のことについては、他の大学の先生方の協力を得ながら取り組むということで、そういった意味であの、特定の職員に負担が出ているところはあるかもしれませんが、それについてはかなりの連携の中で対応していただければと思います。それで、あとあの、ブナセンター等については、中で企画展など、当初よりは、回数等については、そう遅れなく今やっているといます。それであと、町の自然等については、それぞれ専門の先生の講演会等で対応しておりますので。ただ、参加者が若干少ないところがありますので、町民の皆さんの参加をまあ、できるだけお願いをしていきたいというふうに思っております。で、来年度に向けて、体制についてはもう少し見直しをして、それで考えていきたいというふうに思っております。

それであと、2番目のあの、産業・林業等についての私の想いという言い方がありましたが、林業・農業、（聴き取り不能）只見町、まあ、林業については、私も今、どのように進めていけば一番良いのかというのは非常に苦慮しているところです。どうしても、人工林の、もう伐採してもいい杉はたくさんありますが、ただそれをどのように有効利用ができるのか。そこがなければ、なかなか伐採もできないというところがありますので、質的なところ等については、十分、まあ専門の方のご意見をいただきながら、取り組んではいきたいと思いま

すが、非常に、こうしなければならないという課題がちょっと今、私の中にありません。問題は活用方法をどうしたらいいかということで、従来あの、話題が出ておりましたが、チップボイラーとか、そういったところについて、はたしてその、今まで育ててきた杉そのものが活用できるのかというのはもう一度研究をしたいのと、そのボイラー設備等について、逆に、町負担が増えてしまうという可能性もありますので、その辺も十分研究しながら、それであと技術的に随分、改良が進んでいるようですので、さらにあの、研究をしながらやっていきたいというふうに思っています。それで、まあ、農作物についてと、もう一つはあの、一つはユネスコエコパークの中で、きのこが採れないというのが一番、非常にあの、まあ、観光産業の中でも、旅館・民宿の中で只見産のきのこが提供できないというのは非常にイメージダウンになっているというふうに思いますので、これの解消に向けましては、できるだけ、今、森林組合に委託をして、これからその検査のための採取に入ってくると思いますが、そういったところについてもあの、もう少し、地域の、町民の皆さんの協力を得て、そのきのこといいますか、サンプルとなるきのこの提出をできるだけ呼びかけていくことを捉えながら考えていきたい。農業については、これは振興作物を中心に、従来どおり取り組んでいきたいというふうに思っております。それで、一番は、企業関係をどう捉えていくかということとはやはりありますので、今年、一度始めました企業との意見交換。そういったものを継続しながら、町内企業の実態等把握しながら、町としてできるものはどこまでだということを研究しながら対応していければというふうに思っております。そういった意味であの、ここ8ヶ月ほどなっておりますが、まだ、只見町の実情をもう少し、知らなければならない分野もたくさんありますので、そういった中で、今回の議会の中でも議論になっておりますJR只見線。それから289号の八十里越えを見据えた形の対策について、職員と深い議論を重ねながら、議会のほうに提案して取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） まだ、ちょっと、考え中だということで理解するしかないのかなというふうに思いますけども、やはり、これ、早くですね、ユネスコエコパーク。これもあの、登録になって、もう、あれ、これ見ますとですね、私らも目にしておりますけど、管理・運営・計画とかですね、推進するための行動計画とか、これ、もう、しっかりした冊子できておりますよね。あれに基づいて、いち早く進めるには、これ、昨日も道人君言いましたけど、

10年に1回あるわけですよ。その時やっぱり、ほかの町村と、何も変わってないのでは、これ、話にならないわけですから、差別化を図るためにもですね、これをやっぱりあの、一生懸命、力を入れてやってもらわないと、おそらくこれ、尻つぼみになって、南会津だか、桧枝岐だか、下郷だか、みんな林もある、同じような自然条件のわけですから、何のためのユネスコエコパークの認定なのかというのがわからなくなる。これは俺、力入れて、やっぱりこれ、さっきも言いましたけど、各課、ここにもね、問題点書いてありますけど、ユネスコエコパークの理解と普及。それから啓発ですね。この辺を、町長もちょっとおっしゃいましたけど、やっぱ、職員全員に対しても、教育し直すべきなんじゃないかな。担当者、わかるかもしれないけど、おそらく、全部が全部、理解してない人が多いと思うんですよ。我々、議員の中だって、おそらくそうだと思いますし、私自身もまだ、そんな深くわかったわけじゃありませんので、まったくその辺、やらせるほうもやっぱ、ちょっと啓蒙活動っていうか、それが足りないんじゃないかなというふうに思いますし、あと、今ちょっと、町長言った、町内の町民の理解も、これももう、まったく足りない。というのは、やっぱり担当者、そこだけでやってるからであって、結構あの、町内の集まりとか、いろいろあるんですよ。うちの部落で言いますと、最近、サロンを立ち上げてまして、年寄り、毎回、毎月集まります。そういう場でね、ユネスコエコパークの話をするとか、もう器用な人いっぱいおりますから、健康体操のブナりん体操だけ、保健福祉課ばかり、これ呼んでやっているんじゃないかと、やっぱりたまには教育委員会の人も行って、ユネスコエコパーク、ユネスコスクールのことを話したり、そういうけ羽毛活動は、やっぱり町内、あらゆる場所で、これ、やっていかないと、全然、尻つぼみになると思いますし、あと、昨日、道人君、ちょっと言ったんですけど、やっぱ、対外的に、やっぱりこれ、年に1回か2回は、町内に呼んできてやるのが一番良いんですけども、やっぱ、形は昨日、ブナサミットだというのは、まあ、なくなったという話なんですけども、やっぱユネスコの、その後、第1回目、只見でやりましたよね。ユネスコ認定の町村の総会とか、ああいうやつをですね、ちょっと考えてもらわないと、広まらないというか、ほかの町村とまったく差別化できないと思うんですよ。ブランド化をするって、これ謳ってあるんですけど、全然、啓蒙が足りないと思います。だから、その辺を、やっぱり、町長はやっぱり部下に指示を出してですね、これやれっていうことで、進めていきたいと思いますよ。町長、自らやらなくてもいいわけですから。もう、これだけ優秀な職員おるわけですから。どなたかの議員、あなたならできるとさっきも言っていました

けど、そういう課長ばかり、ずらっと揃ってるわけですから、やっぱりあの、課長に権限を渡してですね、やるべきことをやってくださいよ。そうでないと進みませんよ。まあ、そこは一番あの、私言いたかったことなんです。昨日から、一般質問聞いていて、みんなあの、消化不良になって、中帳場やらないと続かないような議員も出てきておりますので、ひとつ、もう俺はこれやる、というようなやつを、町長、ひとつ、つくってくださいよ。どうですか。まあ、急に、町長困らせたってしょうがないんだけど、いや、それがないと、この一般質問のあれにならないんですよ。全然。なんかもう、課長が作った答弁をパパッと読むだけのよの一般質問では、まったくこれ、先進まないというふうに思いますので、ひとつ、そこをちょっとしっかり考えていただきたいと、そういうふうに思います。で、もう一度、そのユネスコエコパーク自体を、町長もちょっと勉強されて、何をやるんだというぐらいは、やっぱり年に一つ・二つ考えていただいて、部下に指示するというふうにしていただきたいというふうに思いますので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 町長答弁の前に、今の状況といいますか、ちょっとご報告をさせていただきますと思います。

まず、エコパーク認定になった後に、その盛り上がりがなくなっているというお話ございますけれども、まあ私の認識ですけれども、住民の皆さんが思う以上にですね、自然に関心のある方は、そのことをよく情報を入手されて、相当おいでになっているということで、逆に、町外の方が只見を知って、只見ってすごいねっていう方が非常に私は増えていると。逆に町民の皆さんの喚起がちょっと足りないというご指摘は真摯に受け止めさせていただきたいというふうには思いますが、決して、下降線になっているというような想いはございません。それとですね、かなり横断的な形でというお話ございました。実はあの、6月だったと思いますけれども、ユネスコエコパークの推進本部会議ということで、役場の庁議構成員でございますけれども、そういう組織ございまして、そこで、様々、人員も変わりましたので、改めてユネスコエコパークの理念等々についてですね、一度研修を持とうということで、そういうことは実際、6月やってございます。で、その後、数年前に一度、職員研修はやっているんですよ。ユネスコエコパークに関しての職員研修はやっているんですけども、改めてやったほうがいいんじゃないかということで検討してたんですけども、それについてはちょっと、災害等もございまして、ちょっと今、滞っておりますけれども、改めてそういう

ことは、職員の中でもやっていきたいというふうに考えてございます。またあの、その推進の体制でですね、ユネスコエコパークの事業をどんな形でやっていくかということで、またその、今やっている内容、今後やる内容等につきましては、毎月ですね、町長を筆頭に、町長、副町長、担当、あとブナセンター長であったり、ですね、専門監、ユネスコエコパーク専門監の中でですね、会合を毎月持っておりまして、その中で今後、今までやってきたことであったり、今後やることということで、情報を共有して進めているということもありますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。あと、体制の関係でございませけれども、今、町長がお話あったとおりですね、今後、組織の見直し等々もありますので、もう検討されておりますので、その中でもその体制については、今検討がされているということになっております。一担当がやっているという、そういうふうに見えるかもしれませんが、総合政策課の地域振興係及びブナセンターと田子倉館、一体でやっておりますので、まあ、なかなか、中心になっている職員がやっぱり専門家ではありませんので、そういう形に見えるかもしれませんが、下降線にならないようにですね、しっかりやっておりますし、今後もやっていくつもりでございませので、ご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 今、課長から個々の説明ありました。ありがとうございました。

総合企画内とブナセンターで対応しているということでございますが、私はあの、各観光振興課とか、観光商工振興課とか、農林振興課とか、教育委員会とか、そういうメンバーの、せめて係長クラスの人達が集まって、どうしたらいいんだろうというようの会議、そのトップだけの報告会じゃなくて、そこから何か意見があがってくるような体制をとっていただきたいなというふうな意味で申し上げたわけです。というのは、私、この前、参加させていただきましたけど、野村総研が森林の間伐にきました。私も参加させていただきましたけど、いや、あれ、ああいう事業っていうのは、もう、すごい、素晴らしい事業だなというふうに思いました。大企業の若い人達が、もう、あれだけ人数きて、たった、あのことだけで、間伐するだけで、楽しんで、来年も来たいというような感じで、一生懸命、おそらく、今話を聞くと、大企業の社員というのは、もう心が病んでる人が相当、多いんだそうです。だから、こういう自然に来るだけでも楽しいんだという、今はそういう時代になってきましたので、ああいう事業をもうバンバン取り入れれば、交流人口も増えますし、できれば滞在していただきたいんですけども、そうするとお話しもようけできますけど、木を切りながら、

間伐しながら、私自身も楽しみました。間伐材、鬱蒼とした杉林の中で間伐やってますと、1本倒れると、空がパッと見えるんですね。その時の、パーッと陽が差してきたときの喜びとか、そういうの、みんな、もう感動して、大都会の一企業の若い人達が感動してましたんで、だから、ああいう事業を、結局まあ、観光課と一緒にね、呼んでくるとか、そういうことで横のつながりを、俺はやっていかないと、もう、総合政策課とブナセンターだけでということになると、今、俺、一生懸命やってらっしゃって、今、町長言いましたけど、学術研究の件については、これは素晴らしい、これはそのとおりに続けていっていただきたいなというふうに思います。それは我々ではできないことですから。それは、この辺については申し分なくやってらっしゃるなというふうに思いますけども、やはり、ある程度、産業、その他に結びつけるような取組みを、やっぱ、町内でも全体でお願いしたいなというふうに感じましたので、この質問をさせていただきました。最後に、町長のお考えだけ聞いて次に進みたいと思いますので。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） いろいろなご提案いただきました。ありがとうございます。

それで、とりあえずあの、職員の各層による行政執行といいますか、町の方針に対して議論を重ねながら、共通理解を持つような形は、この後、できるだけ組織機構と併せながら、そういった対応ができるような形で取り組める努力をしていきたいというふうに考えております。そして、あとはあの、今進めております学術調査等については、大切に将来にその、只見町の姿を残すためには必要だと思いますが、それを進める中で、その調査研究の内容が産業等に結びつけられるものが出てくれば、それについては深く、そちらのほうに繋いでいきたいということと、ユネスコエコパークのほうでは、イオン財団との提携もありますので、そういったほうで活用ができるものであれば、併せながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 2番目に移りたいと思います。2番目は、まあ、今現在、町内にある若者の働き場所という観点から、町長はどう考えていらっしゃるのかなというふうに、質問で、町長、この答弁書見ると、補助金の、補助制度の説明みたいの感じしか書いてなくて、何を、何をやって、今、本当、この地場産業ですと、今、きのこがだめだという話ありましたが、それならば、それに代わるものをなんか考えるとかですね、あと農産物を利用して、

なんか製品にするとか、なんか、そういう具体的な政策を、なんかお持ちでないのかなというふうな意味で聞きました。

そして建設業に関しては、もう一時期から比べると、もうまったく、力がなくなっております。だから、大きい災害があると、もう対応できないという事態になっておりますので、この辺の、やっぱり、これ、修理もありますので、公共工事っていうのは、これ、なくならないものなんです。維持管理だけはしなくちゃいけない。だからこれも、弱っちゃって、今はもう70歳過ぎた従業員、そのまま、まだ使ってらっしゃるといのが現状だと思うんです。だからこの辺のテコ入れをまたちょっとしていただかないと、なかなかこれ、まあ、何年かに、最近は何年かに一度は災害あるんで、ちょっと息つけるのかなとは思いますが、根本的な問題になってきますと、やっぱり人材が、もう完全に、あまり、いまさら、建設業したがる、若者がしたがるという現状もありますので、その辺もやっぱりテコ入れしていかないといけないんで、その辺の考え、町長、お持ちなのかなという感じで聞きたかったんです。

それから、誘致企業に関しても、もう、これ、一番、只見の若者が一番多く働いているところでございます。やはりこれをなくしますと、もう、大打撃を受けます。只見町としては。だから、これ、景気の良い会社もあるみたいですが、やっぱり衰退する、本社の意向で衰退しそうな企業もありますので、その辺のテコ入れについてもですね、十分あの、どういうふうに町長は考えられているのかなというふうに、この辺も、やっぱり町長の考えを、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それではお答えをいたします。

まずあの、地場産業の関係ですが、これにつきましては、一応まあ、農業とそういった関連の絡みも出てまいりますが、この近辺に、只見町にないのは道の駅です。そういったものを、ひとつの、場所を利用しながら、そこで産物を売るという形は、次の関連の物産にも影響してまいりますので、そういったところは、ひとつ大きな形が生まれてくると思いますので、道の駅はできるだけ早くから進めていきたいというふうに考えて、そういった中で、もののブランド化を図りながらやっていくということは考えていきたいというふうに思っております。

それと、併せてあの、建設業についても、現在、農のほうの管理といえますか、そういっ

たところが非常に手薄になっているというところはあると思いますので、極端な話、畦の草刈りとか、そういったところに農と建設が繋がる場所がないか。そういったところも踏まえながら考えていく必要があるんじゃないかということと、あと公共事業については、ある程度、計画的な執行と申しますか、立案と執行はしていく必要があるというふうに思います。今回のような、災害のような場合は、逆にあの、業者さんが間に合わないというような現象にもなっております。じゃあ、それを、6年前のように町外からというふうな形で対応していかどうかということも難しい判断のところがありますので、必要な場合と、うまく、こう、町内の中でまわれれば、それはそれで、対応できれば問題ないと思いますので、そういった特別な災害等がない中ではそういったことも視野に入れながら取り組んでいかなければならないと思いますが、農と繋ぐのもひとつの案かなというふうに思っております。あとは逆に建設業のほうで農に参加という形が新たにとれば、というふうにも考えてます。

あと誘致企業につきましては、やはりあの、直接、経営の中に行政が入るというのは非常に難しいところがあります。それで、今回、試験的にやろうとしましたのは、労働者間の異動の支援ができないかどうかというあたりで研究等はしたんですが、難しい面も現実的にはあります。ただあの、そういったことについては、やはり連携を、と申しますか、話し合いの場を多く持たないと内容が見えないと思いますので、既存の企業については、そんな形でできるだけ会話を重ねながら、求められる要望について応えていきたいというふうに思っています。それで、現在まだ、只見町には労働者の不足は出ていますので、できるだけ担い手の育成のほう、昨日も教育の中でそういったことも植えつけた教育をしていきたいというふうなお話は申し上げさせていただきましたが、そういったあの、すぐやらなきゃならないものと、持続的に取り組んでいかなきゃならないものと並行しながらやっていかないと、いかなければならないというふうに考えておりますので、そういったことに注意しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） まあ、なんといってもこの、若者が働く産業ですので、ひとつ、できるだけ力を入れて頑張っていただきたい、そういうふうに思います。

次に移ります。教育政策でございますが、これもですね、初めてですので、町長は、これ、小学校の、これ、統合、懇談会、今やってらっしゃるそうですけど、それとは別にですね、

町長の考え方、これを伺いたかったわけですよ。結局、各クラス、もう一桁になる学校を、3校あるわけですけども、それをそのままにしておいて、いいのかどうなのか。私も教育、よくわかりませんが、はたして、いくらその、今まであった地区になくなるということになると、これはもう問題起きるのは、それはまあ、わかりますけども、本当に教育、本当にできるのか。3人・4人でというような感じにこれ、もう今後の人口構成を見ますと、もう少なかれ、そうなるわけですよ。で、だからその辺の考え方を、町長はどう捉えていらっしゃるのかなど。それに付随しますけど、保育所もそうですし、最後に書いてあります高校もそうです。だから、いつまでも今の体制でやられるのか。思い切って、もう高校含めた、もう小・中・高一貫の学校にするような考えをお持ちじゃないのか。まあ、町営、町立にしちゃうのか。そういう考えが町長はどういうふうに考えておられるのかなということ、町長の意見を聞きたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 小学校と保育所の関係につきましてですが、まずあの、以前、只見町の場合、中学校は統合しております。それには約、内部で10年近くかかりました。それで、小学校になった場合、小学校と中学校の大きな違いといいますか、中学校の場合、部活とか、そういったある一定の人達が集まらないとできない球技とかっていうのがありますが、小学校はどちらかというと、そういった競技が少ないということと、スポ少が本来、各学校ごとにあったのが、今一つになったという、ひとつの変化が出ているというところまでは若干あれなんですけど、問題はあの、小学校統合ということになりますと、地域の問題が出てくるということは私、悩むところです。ということは、中学校がなくなった時ですね、子供達の声が聞こえなくなり、バスで朝待っている間、集まってそのまま出てしまうと。ただ、中学校の場合は、比較的あの、部活が多いものですから、地域とのつながりというのは若干少ないかと思います。ただ、小学校は地域のつながりというのは多いというふうに思います。それで、地域の皆さんが、ある程度理解が得られないと、なかなか、強制は無理かとは思いません。それと、あとあの、教育委員の皆さん、教育委員会のほうのその学校教育上、将来を見通した時、どういうものかというひとつの判断が示されるとき、方向性を見ていく必要はあると思うんです。それで、保育所については、送迎のこともありますが、まず、小学校がまとまらなければ、保育所だけまとめるというのは、ちょっと疑問があるんですよ。保育所がまとまって、小学校へ行って、また分散になって中学校でまとまるという教育が良いのか

どうかということもあるのと、それから送迎のことがあります。それで過去に保育所は朝・晩だけ、各地区の保育所に集めて、日中だけ一箇所に集めるということも検討はしたこともあります。なかなか、その手法にも限界はあるようですので、もう少し、今、教育委員会で議論されている懇談会のほうの意見等を踏まえながら、それと将来の人口の推移、出生率の推移とといいますか、そこの辺を見ながら、総合的に判断していく必要があるというふうに思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 町長の考えわかりました。それで、ちょっと、専門的に教育長にも伺いますけど、学校教育の、その小規模校というか、小規模の分校みたいな感じの、今、人数になっておりますけども、本当の教育という立場から、適正なのか。適正でないのか。そんなこと言っても、それしかないんで、今の現状はないんですけども、その辺の考え方、どうあるべきだと思いますか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 非常に難しい問題でありまして、この統合につきましては、先ほど町長答弁されましたように、私の一教育長が判断できる中身ではない状況であります。現状をですね、先ほどの在り方懇談会の中で、成果というのもやっぱりありましてですね、きめ細かな指導ができる。これが最大であります。具体的にいいますと、今年度の全国の学力調査では、小学校も中学校も全国は超えております。両方とも超えているというのは初めてであります。ただ、新聞等が出てますように、南会津全体になりますと下がりますけども、只見の場合には、全国を超えております。高いところは、全国の中で、秋田・石川県が高いんですけども、石川県を超えて結果を出しているところもあります。これは、やはり、もう徹底したきめ細かな指導ができるということです。極端にいいますと、例えば5人の中で、ちょっと言い難いんですが、あまり得意じゃないお子さんがいらっしゃった場合に、この少人数は平均するとガクンと下がります。しかし、多い場合には、もうどうしたって集団ですから、正常分配曲線にどうしたってなるんですね。そういう点からいうと、小規模校で全国平均を上回るというのは至難の業です。そういう状況の中で結果を出しているということは、きめ細かな指導ができていると。それは最大の、最大がもう一つあるんですが、すみません、そのことと、もう一つはですね、この子供たちが教育活動を受ける中で、その一人一人が存在感とか、憂慮感、つまり自分は役に立つ人間だというね、そういうことが自覚できるとい

うのは少人数の素晴らしいところなんです。例えば、一人が駅伝もやり、合唱もやり、部活もやり、とこうなるわけですよ。都会ですと、ほとんど一人の役割というのは一つくれば良いほうなんです。そういう点からいうと、現状の中できめ細かな、あるいは一人一人の存在感、憂慮感というのは素晴らしい成果だろうと思います。ただ一方、課題としましては、これもあります。人間関係がずっと固定化しているとか、それから考え方の多様性とかですね、そういったことはどうしても、いろんな価値観のあることを接することが少ないものですから、そういったところの課題はあることはあります。ただ、今回あの、小学校の在り方懇談会の中で、先ほど町長からも話ありましたが、やはりその、小学校については、その地域の、地域づくりとか、集落づくりとか、そういうことと小学校の在り方を結びつけながら考えておられる方もいっぱいいらっしゃいました。で、これは私も、ああ、こういう視点も今後、統合をどうするかということを考えていく時に大事になるかなというふうに考えております。これは、現状の成果と課題であります。じゃあ、小学校の統合については、勿論、最終的には町長の判断以外にはないわけですが、これはまあ、一個人の教育長としての今の立場から言わせていただくことをお許しいただけるならば、これは町の覚悟だと私は思ってます。統合する。統合しない。これはどちらの選択肢も有りです。で、これは厳しい選択ですが、先ほど言いましたように、子供達の成果・課題。それから地域の方の願いを考えたときに、総合的にどう判断して、覚悟するかということとはとても大事なところだと思います。どちらでも有りだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 大変、参考になる意見ありがとうございました。

私あの、教育長にエールを送りたいということがありまして、ユネスコスクールに只見町全校していただきまして、海洋学なんかも一生懸命勉強するということで感心しております。まあ、前にも言ったかもしれませんが、せっかくユネスコスクールになりましたので、やはり俺は、この町、人を呼ぶという場面でもないですけど、前にも言ったんですけど、やっぱり小学校から英語をですね、普及させていただいて、もう、これ、ユネスコスクールという名前なんだから、年に一度ぐらいは海外と交流で、留学生を10人程度ずつぐらい送り出して、また向こうからも受け入れてもいいですし、そういう事業をですね、是非取り入れていただきたいなというふうに思います。

〔1時間経過の音声鳴る〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、一般質問中ですが、教育長から答弁をお願いします。

○教育長（齋藤修一君） エールを送っていただきまして、ありがとうございます。

今ほどのユネスコスクールであります、これはもう、ユネスコエコパークという町のユネスコスクール。今、校長先生方と話をしておりますのは、ユネスコエコパーク、全国ありますけれども、その中でユネスコスクールとしてしっかりやっているところは、日本で只見しかありません。だから、新しいその取り組みができる、そういうユネスコスクールにしていこうということで今やっております。で、ユネスコエコパークというのは人と自然の共生のモデル地域ですから。そして、その地域を担っていこうという人材を育てるのがユネスコスクールです。そういう形になってます。それでやっぱり、あの、先ほどの中で、ユネスコスクールで頑張っていたきたいというお話ありましたが、これは、ゴールは、この只見を担う人材をいかに育つか。そして、町長言われましたように、やはりその、一度出て、また戻ってくださる方とかですね、そういう方を増やしていくとか、あるいはまあ、今回、役場のほうに就職していただきましたけども、留学に来て、只見を支えてくださる人材がある。育つと。そういったことも含めて目標にしながらやっていきたいというふうに思っております。で、現在あの、ご存じのように、教育委員会で、町の教育振興基本計画。町の教育振興基本計画。それを作っておりますので、その中に今ほどの英語、小学校から。で、来年から、町長の決濟いただきまして、ALTを1名増員します。で、今までは一人で小・中見てましたけれども、来年からは小学校に一人、専属しますので、これはかなり小学校、で、33年度から完全実施ですけども、2年早めて只見は導入して、先行的に行っていきます。

○6番（佐藤孝義君） ありがとうございます。教育長にすれば最後になるかもしれませんが、ひとつ、ご苦労様でした。

○議長（齋藤邦夫君） これで、6番、佐藤孝義君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） 通告に基づきまして、一般質問をいたします。

三つありまして、一つ、機構改革後の各振興センターの位置づけについて。2番として、人口減少問題について。3番は、中心市街地活性化に対する考え方についてであります。

まず1番であります、積年の課題である各集落振興について、どのように進めていかれ

るのか。また、出先機関。本庁の出先機関の業務については、過去に業務委託の在り方について触れたことがあります。今後の振興センターのうち、いわゆる出先機関の業務であります。これについて、どうされるかお伺いします。

2番の人口減少。先の質問で提起した考え方について、町長から一定の理解ある答弁を得ました。これについて、進捗状況をお伺いします。

3番として、中心市街地。地方創生事業として行われた過去3年間にわたる当該補助事業から何を心得、今後、何について施策として取り組んでいかれるのか。また、当該事業では、中心市街として対象エリアは只見地区とされています。商店街や中心市街地として機能すべき地域は明和・朝日地区にもあります。この地域についてはどのように考えておられるか。地元で生活されている方の視線でご回答をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、機構改革後の各振興センターの位置付けについてであります。3振興センターについては、平成26年4月の組織再編時に、生涯学習事業などを推進する地域の学びの場、地域づくりの拠点として位置付け、3地区センターから名称を変更し、各地区の中心的な役割を担う組織として活動を行ってまいりました。また、組織再編にあわせて平成26年度から、集落や町内各団体の自主的な活動を支援することを目的とした自然首都只見地域づくり交付金及び各集落維持を支援するための集落支援交付金を創設いたしました。これらの交付金により集落の維持や集落交流などの様々な活動が行われ、一定の成果が得られたものと考えております。さらに、今年度からは3振興センターへ第2期自然首都只見地域づくり交付金を配分し、申請から決定まで各振興センターで完結できる仕組みとし、各振興センターが中心的な役割を担い、より効果的な集落の振興が図れる仕組みとしたところであります。また、業務委託の在り方についてであります。現在の振興センターは、大きく旧支所機能と旧公民館機能の2つの業務を行っております。いわゆる市場化テストの中では支所機能と言われる窓口業務を民間委託するケースが主なものとして想定されますが、現状では受け皿を含めて業務委託をすることは難しいものとの判断しております。引き続き、より効果的な事業を模索してまいりたいと考えております。

次に、人口減少の問題についてであります。6月会議において答弁をさせていただきました。

たとおり、人口減少問題の解決に向けては、定住対策、子育て支援など多岐にわたる分野を横断的に包括し、事業展開を図っていく必要があると思っております。今年度の事務改善委員会は、これまで4回の委員会を行い、現在、最終報告のとりまとめを行っているとのことであります。委員会に対しましては、人口減少問題についての力点を置いた組織強化を検討課題として指示をしております。いずれにいたしましても、人口減少問題は町の抱える大きな課題と認識しておりますので、今後、最終報告を受けて組織のあり方などの最終的な判断をいたしまして、改めて皆様へご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、中心市街地活性化についてであります。平成26年度に只見町商工会を主体として中心市街地重点支援事業計画策定事業報告書がまとめられましたが、その具体化のため、さらに2ヵ年の間、ワーキンググループを中心に先進地調査・研究事業を実施しております。本事業は民からの発意によって、災害からの復旧・復興、八十里越開通を見据えたまちづくりを官民協働で進めていくために様々な検討がなされており、大変意義深いものであります。しかしながら、目黒仁也議員にお答えしたとおり、復旧が決定したJR只見線の駅舎周辺の取り扱いや役場庁舎周辺の利活用など、町を取り巻く社会経済情勢が計画策定時と変化している状況であります。そのため、施設整備実現の可能性や運営組織、施設規模など内容の精査に努め、関係機関と検討を重ねながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。また、明和・朝日地区については、特に小林地区や黒谷地区が中心地として賑わいがあり、それぞれの地区の拠点としての役割を担ってきたものと考えております。しかしながら、少子高齢化や人口減少等により活力が低下していることは否めない状況であります。特に商業面においては、人口減少等による地元消費減少に加え、インターネットショッピングの普及拡大など、社会経済情勢が大きく変化しております。各地区の振興に向けては、今後見込まれるJR只見線の復旧や国道289号八十里越開通による人の流れを只見町全域に波及させていくことが有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 最後ということもありまして、皆さんにご答弁された内容と重複することをお許しいただきまして、確認の意味で重複した分があればお許しいただきたいと思っております。

さて、あの、人口減少問題について、については、この答弁で最終報告案、結果をまた見

させていただきたいと思います。

まずあの、機構改革後の各地区センターの位置づけについて、これ、実は私、質問、書き方が悪かったために、誤解をされたようで、私は、つまり、今、おそらく機構改革を進められていらっしゃると思いますが、その機構改革後の地区センターの在り方、あるいは旧支所の分も含めた本庁の出先機関としての在り方。その、今後、考えられる組織機構改革の中で、どのように位置づけられるかということ、今の段階でわかり得ることがあれば教えていただきたいということでありましたので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） 一応、私が事務改善委員会の委員長ということで仰せつかっておりますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

まだあの、現在、最終報告調整中ということでございますので、あくまでも概要という、方向性ということのご説明にさせていただきたいと思います。3振興センターの在り方につきましては、この事務改善委員会の中でもかなり活発に議論がなされてきたものと認識しております。皆様からかなりいろいろ意見を出されましたが、大きな所としては二つかなというふうに思っております、一つは振興センターの独自性を重視すべきだろうというもの。二つとして、一方で、独自性を重視しつつも、統一性がなくていいのかと。この二つの意見だったのかなというふうに思っております。なので、最終調整中ではございますが、それらを踏まえる形で、その両面にも配慮したような形で、センターの機能、強化するような形で改革化を提案をしてみたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさにその、各センターごとの独自性、相互に競争して良い地区センター、良い集落をつくっていく。さらには、いわゆる行政サービスの均等化、公平さを考えれば、独自性だけのみあっていいものか。例えば一方では、買い物も、医療も行ける。他方では医療しか行けない。といった問題もあります。これについては、基本的な行政の平等・公平、税の使い方、そういった意味からよくお考えになっていただきたいと思っているわけでありませう。

ところで、この質問、非常にその、私は辛辣でありまして、皆さんにご迷惑をかけております。ただ、私と当局、議員と当局、冷や汗、脂汗を流しながら、ひどいめに逢うと、その結果、住民の方々がより良い行政にあずかるという結果がありますから、恐れずに申し上げ

たいと思います。一つとして、地区センターの考え方、意義であります。まず質問する私と、受ける側の町長と、地区センターの意義、それからあり方を同じ価値観を持って考えなければ質問が成り立ちませんので、わかってるつもりですが、地区センター構想があった時からいっしょのわけですから、地区センターの、いわゆる意義づけ、何を優先にして地区センターができたかということ、いわゆる支所の時代も含めまして、一度、双方で確認したいと思いますので、地区センターの意義・目的について、長の考え方をもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 地区センターの在り方といいますか、につきましては、当初の地区センターということで機構改革の折にできました内容につきましては、あくまでもあの、その地区の振興ということ、これを重視して、従来のあの、公民館制度といいますか、生涯学習という教育の分野から行政の分野も取り入れた形で、その地域を誘導していくといいますか、地域の活動を助長しながら地域を育てていくというところから地区センターは発足したというふうに理解をしております。そして、その後、26年からですか、やはりあの、地区センターといえども、従来の公民館事業は一部継続されておった活動がなされておりましたので、そういった生涯学習活動も当然、入れるべきではないかという、両方加味した形に、これはあの、地区センターとして活動している中でそういう結果だと思います。それで26年度の組織改革で、その二つの面を持った形にして、振興センターという名称に変えられたというふうに理解をしています。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうしますと、質問の趣旨として、地区センター構想というものが、26年に、多少その、社会教育という面での変遷はあったにしても、地区センターの意義なり、目的が変わったわけではない。今後、独自性、統一性。これについて私も同感であります。こういった部分の検討を重ねながら、より良い地区センター像、住民自治の事務局なり、拠点あるいはサロンとして存続させていくしっかりしたお考えをお持ちでしょうか。確認いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 委員会の答申を踏まえながら、この振興センター制度そのものについては、存続はしていくと、考えは持っております。ただあの、指揮命令系統、どういう形に

するかといいますか、その統一性と、先ほど出ておりました独自性。その辺については、今検討されている中身について詳しく意見を聞きながら、最終的に方針を出したいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いつも私、9月になると難しい話をして、本当に私自身、自己嫌悪ということではありますが、地区センターの使命、いわゆる窓口事務である本庁の出先機関の事務、事務分掌でいいますと、1から11番までを除いた、いわゆる公印管理以降の分であります。公印管理以降の分を除いて、1から11の分については、今後ともやっていかれるということであると確認してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 何度も出ておりますが、地域づくりといいますか、集落育成というものについては、人口減少の中で重要な課題になっておりますので、それは残していきます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いや、不安をしておりましたが、非常に、さすが進んでおるなど。特に行政サービスの不均衡を是正したいという考え方、あるいはその独自性を如何せんかということ。まさに私も、今、この質問をするにあたって悩んでおりました。良い結果を期待しております。

ところで、地区センターっていうの、非常に、私は地区センターの経験がありますが、難しかったのがこの課題であります。いわゆる議会も当局も含めて、私らは、歳費なり給料をもらった団体自治を執行する側の人間であります。しかしながら、地区センターというのは、よくよく噛み砕いてみますと、住民自治をどのように伸ばすかということでありまして、団体自治に属する者が住民自治をしなければならないと、矛盾を抱えたまま仕事をした経験があります。したがって、今後、各地区センターの事務実績等も、今後というか、拝見させていただきましたが、非常に強い、そこにストレスがあるなというふうに感じておりますが、いわゆる地区センターを今後、集落維持、つまり事務分掌における1から11までを強化して行って、地域・集落あるいは人口減少から脱却をしていく。住民自治を力づけていくという中で、地区センターの職員はどうあるべきかお伺いします。非常に抽象的な話ではありますが、地区センターの職員が団体自治の側から抜けなければ、住民自治の側からものを見なければ、村がどういう状況に陥っているのか、あるいは各種、各団体がどのようなことになっ

ているのかというの見えませんが、極端に言えば、地区センターの職員が、いわゆる団体自治の本分をまず置いておいて、各集落、出先機関あるいは、いやいや、各集落あるいは各団体の事務手続きをお手伝いする。あるいは、来てけやれ、さあ、これ食ってけやれ、飲んでけやれと、というような形で、地区センターの業務をしていっても良いのか。その辺、まあ、難しいとは思いますが、非常に幅の広い解釈をしていただきまして、どのようなご回答でも、それが間違っているという言い方は私はしませんので、私の意をお汲み取りのうえ、まずお答え願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 振興センターですか、今は。振興センターと言えども、行政組織です。ですから、基本は団体自治の下にあるというふうに、そのためにはセンター長がいると。ただし、先ほども出ております、その地区の独自性というのには住民自治のほうに参画しなきゃならないということはあるんですが、ただ、そのためには、予算執行やなんかの、行政が進める分野の分と、それから独自性でやるものについては、先ほどセンター長は苦慮するという言い方されましたが、そこは出てくるとは思いますが、ただ、そこに独自性をあまりにも重要視して、その行政が求めるところ以外のほうに進むことのないような調整は図っていく必要はあると思いますので、そこはあの、予算等を通じた団体自治の中での方針に基づいた形で対応するのがセンター長の役割ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 誠に申し上げにくいんですが、よくわかります。それで当たっているんだと思います。今回あの、事務実績を見ますと、これ、例えば朝日地区センターあるいは只見地区センターであります。そして、後に述べますが、特筆すべき内容を明和地区センターではもっておられます。まずあの、朝日地区センター、私がおった頃は、恐縮でありますけれども、あれですか、あの、事務実績の事業評価という中で、課題の分析、事業目的の達成状況、事業推進に関する課題、事業継続の必要性等々ありまして、課題の対処方法、時期とありましてね、そこにその、実はこれあの、過去の事務実績報告見ますと、3と4が合わさったりしましてはいるんですが、同じ内容をコピーして貼り付けたと思われるようなものでありまして、これあの、去年のものであります。そこにあるのは一昨年のものであります。今、私が見ているのは今年のもので内容は変わっておりません。つまり、課題へ

の対処方法と、それからいつまでにやるのかという中身で見ますと、地域づくり委員会の委員や地区の職員を中心に計画の見直しや策定の協力をして支援をしていくんだと。これはやったのかと。これひとつ。それから、振興センターも、そういった、いわゆる計画でしょうけれども、とりまとめや事業実現に向けた準備、手続きを担っていくことが大切だと。これ、いつという時期がありますので、そして、ある計画について支援するということでしょうか、この作業をやったのであれば、どこを具体的にされたのか。それから、3番として、気軽に集まることができる雰囲気づくりや集まる場所の設定も検討すべきと考える。これ、実はその前の年の4番と5番を足した表現でありまして、これを3番としてまとめているようです。これ、気軽に集まることができる雰囲気づくりや集まる場所の設定は、これは、去年、そんな場所があったか。これからどういうものを具体的に考えて、こうお書きになったのか。地区センター構想、これから組織機構改革をするにあたっては、地区センター、重要な立場でありますので、まず、実績報告から見た疑問点を三つお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 朝日振興センター。今ほどあの、何点かご質問いただきました。全てのことに、ちょっと、お答えできるかはどうかわかりませんが、足りない分につきましてはご指摘いただきしたいと思います。

地域づくり委員会との協働といいますか、一緒にやってきた事業内容につきましては、今まで、特にあの、振興センターになりましてから、社会教育といいますか、生涯学習関係のほうが多くなってきました。そちらのほうでの協力というのが非常に多くなってきております。本来であればその、集落の活性化、そういう形のところでの盛り上がりというものも必要かと思うんですけれども、なかなかあの、議員のほうもご承知のとおり、その集落での集聚力といいますか、集落の力というのが段々弱くなってきております。で、いろいろな働きかけ等行っておるんですけれども、なかなか集まる機会も少なくなっているというのが現状でございます。で、そのほか、いつ、どのような形でというようなことと、あと振興センターのほうでなるべく集まりやすくというようなことの雰囲気づくりということになっておるんですけれども、なるべく開かれたものというような形で振興センターのほうは考えております。ですからあの、今まで、特に今年なんですけれども、非常にあの、新しいものに多く取り組んでまいりました。そちらのほうにつきましても、非常にあの、地域づくり委員会のほうの協力、それから各集落の方々の協力がございまして、概ね、好評を得ております。そ

のような形で、少しずつではありますけれども、集落のほうとの協働といいますか、一緒にあの、作業ができる内容。それから、ひとつひとつ確実にやっていけるものがあればいいんですけれども、どういうものがその集落の活性化にとって起爆剤といいますか、どういうものに必要なかというところは、ちょっとこちらのほうでもなかなか難しいところがありますけれども、できる限りのことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） センター長には大変気の毒な質問であります。今の答弁は、②の事業推進に関する課題を述べておきまして、その課題を解決するために③番の対処方法や時期があるんであって、やったのか・やらないのかを問い合わせしております。やったんであれば、どういう形でやってきたのか。例えばですよ、地域づくり委員会の委員や地区の職員を中心に計画の見直しや策定作業の協力はしましたかという、一つ言えばですよ。それを聞いています。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 集落のほうでの活性化計画のほうを作られたところ、5集落ありました。そちらのほうの内容を精査いたしまして、何らかの形でできないかというところで取り組んではみたんですけれども、議員のおっしゃるとおり、形となるものについてはできておりません。申し訳ございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ③の課題への対処方法。そして時期とありますので、これはあの、評価ですね、事業評価ですから、やった事業に対して評価をするわけですし、やらないものに評価できませんから、③番、課題をどう対処したか。いつまでにやったことということ。どこの集落の計画について、どういう助言を行って、そして、できたのか・できなかったのか。ここが③番の解答欄です。いつ、どこで、誰が、どのような結果を導いて、地区センターはそこに、どういう協力をされたのか。それを聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 具体的な話なんですけれども、いつ、どこで、というところで、集落のほうに対して、このような形というようなことはできませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私あの、それを責めているものは決してありません。要するに、事務

分掌における1から11までのこの課題というの、どれひとつとっても簡単なものではありませんから、むしろ、これができたなどということが、回答としてあるとは思っていません。しかしながら、現実、人口が減っていく。地域が消滅してしまう。区の役員、なり手が無い。あるいはNPOが活動を停止してしまう。役員会をやるにも役員が集まらない。そういった事態は確実に進んでおりますから、この問題に対処するために、生半可な取り組みではできないなど私自身思っておりますから、朝日地区センター長の答弁はやむを得ないと思っております。ただ、問題はそれをどう解決していくかというのが長の責任であります。これについては、地区センターの業務について、決してその、疎かにしないように、そして、今のセンター長のように、確実に仕事をしていく、有能な方の配置をお願いしたいと思います。

もう一つですが、気になることがありまして、只見地区センターですが、只見地区センターでは、事務実績報告見ますと、1から11番の地区センター本来の業務、地区センター構想で基本的な基盤事業であると位置づけた1から11番の、それについて、何ら記載がないです。これは何故ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 28年度においては、新しく只見振興センターを新築するということが目標でしたので、その他の事業は、やっていないことはないんですけども、主要事業としてはそういうものを挙げました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これも、センター長の在り方を問題にしているのではなくて、長の姿勢が、はっきり言えばおかしいのではないかと。何故、地区センターの一般職、事務職が、建築士の資格も持たない。知見もない。そういう中で主要事業として土木建築事業があがってくるのか。まるで現業課ではないですか。現業課の仕事をやっておいて、今申し上げる事務分掌の1番から11番のことが疎かになる。やっていないとは、私も見ていませんし、実は内々、梁取君とも話をしております。おかしいと思うのは、何故、そういった重要な地区センターの業務をしなければならない部署に専門職員がいない。知見もない。工程管理もできない。できないですよ。資格がないんですから。これで長の責任が果たせますかということをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 主要施策の報告書の作成の仕方に若干、課題はあったかと思えます。

振興センターのほうでも、一応あの、建築というのがひとつ大きな事業として捉えていたということで、今回このような形で出させていただきます。ただあの、建築の事業の施工にあたっては、環境整備課と関係部署のほうの支援に基づいてやっておりますので、その担当、管理をしている施設そのものの長が、それを知らないというわけにはいきませんので、そこは業務的には担っていただいているところはあります。それで、ただ、本来の地区センター事業についての実績の報告がないといいますか、主要事業の捉え方については、今後あの、ちょっと内部で、その部署の主要事業と、本来の仕事の内容を報告に上げるようなスタイルを検討していく必要はあるというふうに認識はいたしました。そういう点については反省をいたしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 心配するのは、昨今その、土木建築の設計管理とか、そういったものについて、だいぶ問題がありまして、それをその、本来、資格を持たない、知見もない、そうした一般職員が、その責任を負わされると、そういったことはあってはならないと思いますので、これはいわゆる執行部の、いわゆる執行権者の長の話ですから、是非、皆さん、お怪我をされないように面倒見てやってください。お願いします。

もう一つですが、地区センター、住民自治というのを拠点ということで、私もそこで悩みましたからよくわかります。しかし、その、いわゆるその地域、人が暮らす小グループであろうと、集落であろうと、その維持をしていくには、住民自治の力ではどうにもならないのかなと、限界を感じております。限界というのは住民自治の力に対する限界です。それと、団体自治と住民自治の間の住み分けの矛盾も考えます。例えば、住民自治団体に補助金を出して、本来、団体自治が行うべき行政責任を肩代わりしてしまうというようなことがあれば、これは住民自治者の責任外の話ですし、団体自治側の責任の放棄ではないのかなと、そう感じる場合があります。いみじくも冒頭に、独自性と、それから統一性という話をされましたから、当然、話題になっておるんだと思います。まあ、非常に身近な例を挙げれば、いわゆる住民の交通手段の確保については問題があるのではないかなと。住民の交通確保については、これ、公共交通機関として、いわゆる民営がないものですから、やむを得ず公が担っていくべきなんだろうと、そういうふうに思います。そしてその、交通機関を利用する権利。それはやはり統一性があって然るべきであって、これがバラバラだとやはり問題かな

と思います。本当に、さっき出た統一性と、その独自性というのは良い話が出ましたので安心しておりますが、明和自治振興会は、この件について非常にその、重い問いかけをしていると思います。何故、明和自治振興会が公共交通機関の足を責任を持ってやらなければならないのか。何故、税金を集めて、そして行政をしていく。それが行政サービスに寄与できないのか。できないのではなくて、そういった方があるからなんだろうが、これ、住民自治の仕事と、団体自治の仕事と履き違えてはおられませんか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今あの、明和地区で実施されています買い物支援バスのことだと思いますが、これはあの、従来、行政、町の行政のほうから離れて、地域の独自で続けられてきた事業です。私はそういうふうに理解をしております。が、この後、町に対して支援を求められました。そういった意見はございます。ただ、それにつきましては、公共交通と地域全体の中のバランスの問題もあるので、即答は避けさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いや、まさに今、町長おっしゃった地域のバランスとおっしゃいますけれども、私は議員の立場として、買い物営利を受ける権利というものは、これは行政が保障すべきであります。これは何故ならば、納税義務者に対する当然の反対給付でありますから、これが統一性がなくして独自性と言えません。こういったものは、補助金を出してやるからやれではなくて、行政が自ら責任を持ってやらなければならないので、公共交通機関の在り方を再度見直すことを是非お願いして、この件についてはよろしくお願いします。

もう一つ、地区センターの業務でお願いしたいのは、空き家対策がありますね。空き家対策というものは、まあ、しつこく事務分掌でいいですけども、地区センターには13空き家宅の活用・相談に関する事。環境整備課、19空き家対策に関する事。バラバラです。誰がこのことについて相談を受けて、そして決定をして、責任を持ってやっていくのか。これはやはり、町の統合政策、総合政策に関わる事業だと私は思います。これは是非、町の総合政策をコントロールする部署において、何をやる、かをやるという事業化したら、それは事業課におろすのは良いと思いますが、いわゆるこれのマスタープランをつくと。空き家対策に本当に力を入れていくということは誰も、皆さん言ってますから、これはやはり町の中核部分、政策立案のところにおいて、しかるべき方針を出さなければならないと思います。

いわゆる買い物支援バスとこの空き家対策について、2点、手短にご回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 買い物支援バスにつきましては、公共交通の絡み全体を見直すとなると、一長一短にはいきませんので、これは内部検討をするとしても、時間は随分かかると思っています。それはご理解をいただきたいと思えます。

それから、空き家対策につきましては、組織機構の中でも統一性、所管課は本庁にできれば持ってきたいと。本来ならば、そして、まあ、振興センターに手足となる形で動けるのがベストかなと思えますが、委員会のほうでどういう審議をされているか、まだ私のところに報告上がってません。そういったものを最終的に確認しながら考えていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） なにぶんその、事が決まってからではなくて、今決まる前に、なんとか、こうしていただきたいと。いわゆる町の制度の矛盾を統一していただきたいといったものですから、これはひとつ、慎重に検討して、来たるべきその日には、我々、納得のいく方法で回答を見させていただきたいと思えます。

お願いしまして、次は、いっぱいあったんですが、原稿忘れてきまして。国道289号線の開通が中心市街地に与える影響ということで、昨日の副町長の答弁、非常にあの、我々、ハッとする部分がありました。デメリットを考えなさいという話でした。よくよく考えてみますと、デメリットが大きいのかなと夕べ悩みまして考えました。例えば、289が開通秒読みになった段階です。朝日・明和地区では改良も進んでます。只見についてはどうなってしまうのかなと。つまり、その289は国道を切腹させる、地域集落を切腹させてしまう。縦横に、252と289が縦横に生活圏を分断すると。そして、行ったり来たりもできなくなるんじゃないかという、一方ではそういった途方もない心配もあるわけです。それからあの、四つほどありますけれども、やはりこれ、289号線というのは、考えてみますと、完全なる産業道路でありまして、只見は単なる通過点になるおそれと、危険だけが大きな課題になりかねないと。さらには、その道路を利用して都市部に人口がストローされてしまう。で、さっと考えてみますと、これ、住民の交通安全対策、騒音対策、防犯対策。それから豊富な山林資源を使っていいとされる入会権の侵害等々、ざっと考えただけでこれだけあります。こういった懸念について、同じ考え、懸念をお持ちでしょうか。どうするかでは

なくて、お持ちであるか・ないか、お伺いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ストロー現象と交通事故等については危惧は持っています。それからストロー現象も、何もしなければそうなるといふふうに思っております。産業道路という面と、六十里越えの景観といいますか、景色を想定しますとこの辺にありませんので、観光面も随分、視野に入れていく、いかれる道路といふふうに思います。そして、たぶん、日本一雪の多い道路といいますか、冬はそういった点でも、ひとつの名称となる場合もあると思いますので、そういったところについては、若干、産業道路以外にも、観光道路としても伸びるんじゃないかといふような期待はしております。それと、入会の問題につきましては、これは非常に危惧されるものと、エコパークで名前を出している中で、原生林が続くところについて、乱獲等はないようにしていく対策はしていかなきゃならないのではないかなといふふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まとまらない質問で恐縮しておりますが、私の考え、勿論、私個人、一議員として思うわけですから、私の頭の中は、いわゆるデメリットについて、最近、大きくクローズアップしております。ひょっとしたら、メリットを過ごしてしまうだけのデメリットがあるんじゃないかと思うようになりました。繰り返しますが、交通安全、自動車社会から、いわゆる大量に大型トラックが通ようになります。通れないカーブがなくなるんですよ。役場前の十字路、多機能カーブ、宮下の本名発電所。宮下ダムの上。間違いなく巨大な橋桁を積んだ大型トラックないしは新潟港からの貨物、コンテナ車。通ります。騒音対策。防犯と入会権の侵害。これは同じことですが、必ず盗掘がある。これは世の習いでございますから、これについて、交通安全、騒音対策、防犯対策、入会権の侵害。これについては、今後、引き続きまた質問の機会を設けさせていただきますので、これで終わりたいと思います。

それです。只見が通過するだけ。危険が残るだけ。そして集落が分断されて、年寄りも棒突っ張って歩けなくなる。そういうような危険が一方である。しかし、反面、おっしゃるように、交通量が増えれば、人も当然来ますので、今後、本格的に道の駅の検討なり、その通過していく客をどう留めるかと、大きな問題になります。ここに着手しなければ、本当に

ただ見て通過すると。そして危険だけが残ると。死亡事故はなかったけれども、開通したら年間10件あるよとなりかねません。信号、横断歩道。今のところ、受け入れ態勢まったくできてませんので、この辺のことは後の私の質問としますから、今は問題提起のみにしておきます。そして、本当に、通過基地にならないように、真剣に考えていただきたいのは、これ、只見地区、どうなるのか。これ、単に立体交差のインターチェンジ等ができて、そういったことだって懸念されますけども、是非、只見地区に通過客。そして観光客。そういった方が留まれるように、いわゆる只見の温泉を再開発をされたらいかがでしょうか。先般、3月に藤田議員も言っておられました、今の只見、なんだっけ、あれ、まち湯ですか。あれは、以前は温泉保養センターでございました。私も町長も当時のことはよく知ってらっしゃいます。あれはケーシングが途中で折れて、地下水が入ったり、雑排水が入ったりして、危なくなっただんでやめたんでございます。しかし、あれは掘れば出ます。あれを掘って、この只見に留まれる、お客さんが留まれる。そして、トラック運転手が休憩できる。そして、車の中でも、旅行村でもいいから、只見でひとつ手足を伸ばして、温泉に浸かって、雪見酒を汲んで、留まれる。289号線が本当に只見通って良かったなというようなことになるために、具体的に私の頭で考えられるのは、私はこの只見に過去に出ておった温泉を再掘削するしかないと思います。あれは私は出ると思いますので、この辺の検討を是非していただきたいと思いますが、そういった思い、いかがでしょうか。観光振興、観光振興言ったって、具体的にいつまでに何をすることがないできません。この答弁をひとつお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど、289のことでストロー化という、ことがあります、今まで人口減少がどんどんどんどん進んでいる中で、只見町はひとつの夢だと思います。やはり、そこ、今、人口減少とか、そういったあの、不安が募っているところを打破するためのひとつの材料ではないかなというふうに思っておりますので、それに対してできるだけ、議会の皆さんと一緒に、道の駅とか、そういったものを全て総合的に取り組んでいきたいというふうに思っております。それで、ただ今出ました温泉の問題ですが、今回の予算の中にも出ております旅行村周辺の整備に合わせて、スノーピークの計画の中には温泉という、ひとつ流行はあるんですが、割合、温泉に流行はなくて、非常に大切なことだという、材料だとは私思っております。それで、ただ、過去に、何度となく失敗したところに携わってきた人間ですから、非常に不安があります。ですから、例えば、成功報酬的なもので、やる業者がいる

んであれば、過去、只見町も成功報酬でやった経過がありますが、それについては、今の深沢温泉だけだと思いますが、それ以外については、なかなか難しさがあります。それで、その点はあの、この後、事業を進めていく中で、昔と今は、その掘削技術といいますか、それと探査技術も変わってきているようです。ですからそういった情報をもう少し集めながら、深度も昔は1,000メートルが限界だったんですが、今は2,000メートルの実績もあるようですので、その辺はいろいろ調査を踏まえて、これならばということが出てくれば、議会の皆さんと協議しながら、多額な金額がかかりますので、それを実行するにあたっては慎重に対処していきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさにあの、一般質問でありますから、私が満票でありませんし、12人いらっしゃるわけですから、議会の同意というものは必ず必要だと思います。それに向けて、まず提案であります。この289号線の開通に合わせて、只見立ち寄り拠点の重要なものがないといけないよというようなことをテーマにしまして、まず長の諮問機関である観光開発審議会。これを召集して、皆さんのご意見を聞いたらいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光面でのご質問。今、観光開発審議会ということのお問い合わせであります。具体的な今、それに向けての構想、基本計画をスノーピークと一緒に立ててる状況でありますので、その具体性、もう少し、大きく明らかになった時点で町長が判断して、観光開発審議会に諮られるものだというふうに考えておりますので、それに対しては議員の皆様とも協議しながら進めていく必要はあるというふうに認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 平成29年の9月議会が終わったら、それっきりということではなくて、なんとか、いつまで、いつまでというのはもう、289号線の開通の期限は切られました。私が申し上げているのは、開通の期限に間に合わせていただきたいと。そのために、今、何をすべきかと。タイムスケジュールを立てて、この只見町が滅亡しないように、我々、議会も責任を持ちますから、長は開通を目安に何をすべきなのか。そして、この問題の追及と言ったら変ですが、さっき申し上げた4項目については、今後、私のライフワークといたしますので、是非、タイムスケジュールをもってやられることをお伺いいたしますが、タイム

スケジュールをつくってやられるということについてご同意をされますか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） すみません。昨日の私の話が、若干こう、不安を煽るような、ひょっとして、説明になってしまったかもしれないということで、いたく反省をいたしております。私からも申し上げたかったのは、決して、不安を煽るとかっていう主旨ではなくてですね、2023年度、八十里越え開通ということで、6年後って意外と時間がありそうでないということで、それに向けてもう今から、しっかりとスピード感を持ってメリハリをつけて取り組んでいく必要があるということをお願いしたかったという主旨でございます。尚、それに向けまして、ただ今、タイムスケジュールというお話もございましたが、昨日あの、総合政策課長のほうから、三条市と只見町の連携会議ということで立ち上げて、議論をしているという話もさせていただきました。メンバー的には基本的に課長職ということでお話ありましたが、極力、私も参加をさせていただいて、只見町にとって最大限、メリットを享受できるような、ウインウインの関係になるような、そんな提案をできるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは提案であります。新潟市内に、萬代橋の下流に、朱鷺メッセという大きな建物があります。あの4階に、環日本海経済研究所というのがありまして、朝日新聞の論説に、よく主任研究員が書いておられます。あそこが非常にその、福島県側でいいますと、いわゆる南部軸と言われる道路が、今後、この産業界にどう、国内の流通にどう変化を齎すかということの研究されておまして、新聞によく書かれておられます。是非、そこに担当職員なり、何なり、派遣をして、あっちのほうから見たらどうなのかという角度で、ご検討されることをご提言いたしますが、いわゆるここで見る視点と、新潟港から見る視点と、また違いますから、その辺の、これから先の資料収集なり、内部検討を充実して、そういった手法もあるかと思いますが、この件についてどうですか。県のシンクタンクもありますよ。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 交流企画会議。こちら、三条と新潟と交互にやっておりますので、三条で実施したときに、時間があれば、そういった施設等も、従来、今の民間の、といいますか、住民の方の交流にも、どこか施設は視てますので、そういった形で職員も行ったとき、

そういった施設は時間があれば視てくるように指示はしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、くどいように念を押しますが、施設を見るのではなくて、環日本海経済研究所が、この、いわゆるこの地方の第三の夜明けですよ。これをどう評価しているのか。それから、シンクタンク福島、似たような考え方を持っています。ここはやはり、我々、そこに投資してもいるわけですから、職員を呼ぶなり、そこからの助言は適切と考えます。時間がありませんから、回答があってもなくても結構です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長、簡単をお願いします。

○町長（菅家三雄君） 先ほどの答弁、大変、間違い、申し訳ありません。そういったところの施設があれば、直接そこへ行って指導も受けたり、あとは施設も拝見したりという、総合的に考えておりましたので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

上着の着用をお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後4時51分）